

第二十四回国会 参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和三十一年三月十三日(火曜)午前十一時七分開会

委員の異動

三月十日委員斎藤藤昇君及び北勝太郎君辭任につき、その補欠として小橋治和君及び館野二君を議長において指名した。本日委員館藤順造君及び岸良一君辭任につき、その補欠として柳原亨君及び中山福藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 石村 幸作君
伊能 芳雄君
森下 政一君
小林 武治君

委員

小橋 治和君
柳原 亨君
佐野 廣君
田中 啓一君
堀 末治君
安井 謙君
小笠原三男君
加瀬 完君
若木 勝藏君
館 哲二君
中山 福藏君
鈴木 一君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君
自治庁行政部長 小林與三三君
自治庁選挙部長 兼子 秀夫君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 福永與一郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○入場譲与税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(第二十三国会本院提出、衆議院送付)

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) 委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。三月十日付、委員北勝太郎君、斎藤藤昇君がそれぞれ辭任されました。新たに館野二君、小橋治和君が任命されました。三月十三日付、委員館藤順造君、同じく岸良一君がそれぞれ辭任されました。新たに柳原亨君、中山福藏君が委員に任命されました。

○委員長(松岡平市君) 本日はまず入場譲与税法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきましてはすでに政府の提案理由の説明は聴取いたしておりますが、この際政府委員より簡単に補足説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。

○政府委員(奥野誠亮君) 入場譲与税法の一部を改正する法律案の第一条の改正は、従来建前が入場税の九割相当額を入場譲与税にすることになっておりましたのを全額に改める改正でございます。

それから第二条第二項は入場譲与税制度のもつております財源調整の機能を強化するために地方交付税の計算上不交付団体になります団体の譲与額を減額いたしまして、他の団体に振り向ける規定でございます。その場合に、前年度の地方交付税の計算上、基準財政収入額が基準財政需要額を超過した額、これを基礎にいたしまして、その二割相当額、その額に政令で定める割合を乗じた額を減額するわけでありまして、十分の二と考えておるわけでありまして、十分の二としましては、今回の地方税法の改正によりまして、相当の財源が増加するわけでありまして、市町村財源ほど増額にもなりませんので、大阪府等から減額する余地に乏しいわけでございます。そういうところから、東京都については全額に当るけれども、他の団体についてはできる限り減額分を少くしたい、そういうようなところから二割相当額というものを予定しているわけでございます。なおその計算につきましては前年度地方交付税の計算を基礎にいたしておりますのは、理論的には当該年度を使います方が実際の財政事情に合うわけでありま

すけれども、当該年度の計算は八月になりませぬと確定いたしませんので、いつまでたつても府県の入場譲与税の額が不安定な状態に置かれる、そういう事情がございますので、前年度の地方交付税の計算を基礎にして減額分を算定することにしたわけであります。しかし当該年度におきまして、制度の改正によりまして、大きな相違が生じてくるような場合がございまして、そういう場合には三項に書いてありますところによりまして、「総理府令で定めるところにより、必要と補正をすることができ。」というようにしておるわけでございます。前年度を使うわけでありまして、当該年度の事情が制度改正によつて非常に違つて参ります場合には、前年度につきましまして必要な補正を加えて、なるとたけ現実の当該年度の財政事情に適合させるように持つていきたい、かように考えておるわけでございます。

第四項は減額いたしました額は他の団体に再配分していくという趣旨の規定であります。第三条の三項に書いてあります部分は、減額分を一つの譲与分から減額していくのかというのを明らかにいたしますために、最初に譲与する部分から順次控除していくのだと、そうしますことによつて控除額がはつきりしていくというふうに考えておるわけでありまして、附則でこの改正は三十一年度分の入場譲与税から適用するということにいたしましたしております。

○小笠原三男君 国務大臣の説明要旨に基いてちよつとお尋ねしたいのですが、まあ大筋に分けて改正点は入場譲与税を全額譲与すること、並びにこの不交付団体の財政調整をやるというふうなことのようですが、原則としては第一の問題が主たる問題だと私は思うのです。そうしますと入場譲与税で全部地方に渡すというのと、初めから従来やつておつた地方税で入場税を取るといふこと、地方自治なり地方財政という問題からいへば、原則としては、根本的には入場税で各府県が取るべきであるということに反つていくのじやないかと思ひますが、そうでなくて、やはり入場譲与税は国が一たん取らなくちゃならぬということなら、それは徴税事務等の、あるいは徴収率等からいへば便宜的な事務的な問題しか残らんじやないかと思ひますが、その辺のところはどうなりますか……

いやまずこれは大綱のところだから政府の所信を承わりたい。

○政府委員(早川崇君) これはやはりわれわれといたしましては、人口配分になつておりますので、第二段の財源調整の機能を決してわれわれは懸念しているわけではございません。また入場譲与税というものが大都市に偏在しないように、各府県で自主的に取るということによつて生ずる偏在ということをも考慮いたしまして、現在のところむしろ財源調整的な入場譲与税の取り方、分け方ということを変える意思はございません。

あくまで反対して行きたいと、かように考えております。

○小笠原二三男君　じゃあ入場護身税形式で、この改正法案のような趣旨で行きたいということですか。

○政府委員(早川崇君)　よりよきかわかりの税源、あるいは方法がございますれば検討いたしますが、もしそういうものが見つからなければ、再検討という場合においても、この線で行きたいと、こういう意味でございます。

○小笠原二三男君　それで全額を地方

に渡すという点は動かないと大体了承しますが、不交付団体からある種の調整金を吸い上げる、そうして再配分すると、こういう行き方はある場合にはなくもなり、ある場合には残るんだ。変動があるということですが、これも動かない。理論的にはこういうものが出てきたら常にこういうやり方でやるんだということですか……。ということとは、その前にこれは反対の場合ですが、義務教育費などについても、理論的には不交付団体にもやらなくちゃならぬ、それで渡す。それをそうであつては地方財政全体として困る。吸い上げなくちゃならぬというような場合に、国会では非常に大きな問題になつ

た。そういうことで、いつでもこの国会がゆさぶられる、そういうものはうまくないですね。われわれとしては迷惑だ。そのときどきの都合で、その

○政府委員(早川崇君) その点は小笠

原先生の御趣旨に私も同感でございます。して、本体は人口配分という明確な方法で行くということがあれでございま

して、従つてもし財源調整というものが、自治体間に必要がないという事柄が参りましたら、むしろこういふ黒字額の二割をどうこうというよりなことは、この法律自体としてもすつきりいたしませんので、むしろないようにならねばならぬ、かように思つております。

○森下政一君 先刻小笠原君の質疑しましたことに関連しますが、この入場譲手税というものが、地方財政の財源調整の形式で、これが入場譲手税というものになつてきましたが、その点から行くと、私は早川政務次官は、ちよつと行き過ぎたと言われたけれども、遊興飲食税のときは、より以上に地方財政の財源調整方式としてふさわしいところの税金じゃないかと、税種じゃないかというのをむしろ考へるのです。だから入場税だけを国税として取り上げて、その大部分を地方に人口に按分して返すということに改めた際に、入場税だけにして遊興飲食税を置き去りにしたというところは片手落ちのことであつて、むしろ同時にこれを同様の扱いをすべきでなかつたかというのを考へる。たとへば、東京都で飲み食いをする、大阪で飲み食いをするというところは、大阪府民だけじゃない、東京都民だけじゃない。むしろ私は近接の各府県、あるいは東京のごときは全国的に、全国から集まつてくる者が飲み食いする。それを納めるところの遊興飲食税というものは、東京都民の持ちものよりはるかに多いにパーセンテージは多いのじゃないかという点から考へると、私は地方財政の調整方式を目途とするならば、この方がむしろふさわしい税種じゃないか

と思ふのですが、ぜひそうあるべきじゃないかと思ふ。もし私の記憶が間違ひでなければ、地方制度調査会の二十八年度の答申のときには、そういう意味のことを答申しておりはせぬかと思ふのですが、時の政府はそういうことがないでもなかつたけれども、料理屋のおかみさんとか、お茶屋のおかみさんというものが与党の幹部を包囲攻撃して、そういうことのないように陳情したということがどうとう実を結んで遊興飲食税を置き去りにされた、入場税だけが国税に移されたというふうには記憶する。ですからその点からいくと、これは私は早川政務次官の言われる遊興飲食税までもそういう考へ方で扱うということとは行き過ぎじゃないかと思ふとおつしやれないけれども、それは私は逆じゃないかと思ふのです、いかがでしよう。

○政府委員(奥野誠亮君) 入場税と遊興飲食税の両方を国税に移管して、譲手税形式で地方公共団体に譲与したらどうだろうかという地方制度調査会の答申のあつたことは事実でございませう。この問題をめぐりまして賛否両論ございまして、また入場税と遊興飲食税のどちらかを譲与税形式にする場合にも、どちらをした方がよろしいかというところにつきましても、いろいろ議論はあつたかと思ふのであります。ただ御承知のように入場税の場合よりも遊興飲食税の場合の方が、確かに徴収義務者となる人の数が非常に多い。その点からいいますと、やはり民主的な運営といひましようか、あるいは地方自治行政に対する批判といひましようか、その点からいへば地方税に置いておいた方がよいのじゃないかと思ふ

のであります。もちろんこれは見方によりましてどちらともいえるのであります。まして、まあどちらか一つにするという場合には、税務行政の見地からいいますと、入場税の方がはるかによいと思ひます。そういう意味から申しますと、地方公共団体も入場税を残しておいた方がよいという意見があつたと思ひます。しかし反対があつて、特に遊興飲食税の業者からの反対が強烈であつたというところは、逆にまた遊興飲食税の関係業者というものが、非常にまあ数が多くて、地方行政のあり方に對しては相當な発言力も持つていて、またそれに対する批判力も持つていて、こういうことにもなるのじゃないか、ろうかと思ふのであります。まあ見方の問題ではなからうかと思ふのであります。最小限度にとどめるという意味でなくて、入場税だけが移管されたわけでありませう。將來やはりこういう形式というものはあまりやつていきたくない、そういう意味で政務次官が遊興飲食税まで渡していくというところは行き過ぎではなからうか、さうに考へて、さうお答えになつたと思ふのであります。

○森下政一君 どうも今の答弁では、税務行政の難易からいへば、これは言ひまでもなく入場税の方が取りやすい、楽だということはおそらくわかるのですが、だからといって理屈の上では、財源調整の役割を果さしめるためには税種としては私は遊興飲食税の方がむしろ妥当なんじゃないかというのを考へるのです。税務行政の難易を中心にしてものを判断してきめていくというのは私は妥当じゃないと思ふ。これはもう

幾ら議論してもしょうがないことですから、私ははなはだ片手落ちなことをしておられる、こう思ふのです。むしろそれなら私は入場税は地方税として還元したらい、こう思ふのです。

それはさておいて、今度地方財政調整というもので地方財政の赤字対策といふものについて政府は非常に苦慮された。結局入場譲手税の一部改正が出てきたわけですが、これが出る前にうわさされることによると、たとえば法人事業税を取り上げるとか、あるいは大都市の法人税額を取り上げるとかいろいろなことがうわさされたですね。あれは一体反対が非常に多くてさやみになりましたけれども、政府の一度考へておつた構想というのはどういふことを考へておつたのですか。さうして一体どれぐらいの金を国に取り上げようとしておつたか、それを聞きたいのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 政府の中で自治庁の考へておりました点と大蔵省の考へておりました点との間には大きな違ひがございまして、従ひまして政府として統一した考へ方がまとまる段階に至らなかつたわけでございます。さうして結局この入場譲手税法の改正でいこう、こういうことに結論的にはまとまつたわけでございます。大蔵省の考へておりました考へ方は、法人事業税の標準税率一二％でありまして、この四割分を地方交付税の中にぶち込んでしまふ。それから法人税額の半分を国税に移しましてさうして同等額をたばこ消費税で補てんして、さういふ考へ方でございませう。正確な数字は記憶しておりませんが、初年度でその結果いわけの交付団体から入

十数億円の財源をとることになります。平年度で百五十億円の財源をとることになるわけでありませう。自治庁の事務当局で考へておりました点は、法人事業税の四割分を国税に移しまして同等額をたばこ消費税で補てんして、それから市町村民税の法人税額を半分程度府県の法人税額に移しまして、その半面、府県の方からたばこ消費税を市町村に譲与していく、さういふ考へ方でありまして、初年度二十数億、平年度四十数億をいわけの交付団体から持つてくるということになつて参つたわけでございます。

○森下政一君 その考へ方はこの年度ではさやみになりました。反対が非常に強くて結局これは政府と自治庁案との両方の妥協もできず、政府の意見がまゝつていないところに、この話を聞くやいふ早く大府県、大都市あたりが反対陳情したということが突つて結局さやみになつたと思ふが、これはことしまたやみになつただけか、また来年こういう考へ方が起つてくるわけですか。政府の態度はどうなんですか。もうやめですか。

○政府委員(早川榮君) この問題は実は先ほど私が申し上げましたように、自治体同士の財源調整というものは私は好ましくないという基本的な考へを持っております。ただ緊迫した赤字状態の地方自治体が出ましたので、国の財源手当が十分にかねものから、やむを得ず最小限度の財源調整をやつたという消極的な立場であつたのは考へておるわけでありませう。ただそこで大蔵省と見解が若干違ひますのは、大蔵省は積極的に財源調整

をやりたい。言葉をかえて言えば、国の方の財源をできるだけ節約するために、地方を貧乏の平等という、極端な表現をするならば、そういうような国の財政中心の考え方で積極的にこれを推進したいという意図がございました。そこで自治庁と大蔵省との問題に対しては立場が逆の立場からやっておりますので、われわれは事業税というより大きな税を財源調整にその三分の一ないし四分の一というふうなものを上賛成はしておらないのであります。従って財源調整の問題は、基本的な年度の税源調整の場合においても、われわれあくまで国が現在持っている税源と地方自治体全体の税源とをいかに調整するかというのを基本においてこの問題は考えた。自治体同士の平等という意味の財源調整として事業税とかいろいろなものを使うというところは原則としてはこれを阻止する方向に行きたいと思う。ただ今年度は先ほど申したことを繰り返しますが、どうしてもそれが赤字団体の利便をやむを得ざるものとしてわれわれはここに入場税と税というものの最小限度に財源調整をいたした次第であります。そういうアイデアでおりますので、御了承願いたいと思います。ただし、税制の根本改革というものがどういふ姿でいくかというところは予測できませんので、これは一つの原則論ということで御了承願いたいと思います。

にどんな言明をしてもらってもどうにもならぬことだと思ひが、自治体相互の間における財源調整なんというものはやめていきたいという御方針なら、それは自治庁としては堅持すると思う。ような努力をしてもらいたいのと思う。それからもう一つ私が伺いたいのは、この入場税と税というものを譲与税というものは初めに取上げ、そしてこれを地方財政調整のために配分するために、一割は残して九割というところであつたのですが、その一割残したという一割というのはどういう意味だったのですか。初めから全額譲与税にせずに、そして初めから全額を財政調整の役には立たせずに一割残したというのは一体どういふわけなんですか。

○森下政一君 いろいろ伺いたいのですが、東京都の基準財政需要額を収入がオーバーしている。それから大阪府、神奈川県、それぞれだけの額なんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 昭和三十年年度の計算で申し上げまして、東京都の場合には府県分と市町村分とを合算いたしました差し引きをいたしてあります。その結果、東京都の超過額が九十七億三千八百万円、大阪府の超過額が十八億九千九百万円です。ところが、大阪府の場合には大阪市から移譲を受けた警察費の負担は、昭和三十年年度分においては七月以降でありますから九月分分であります。昭和三十一年度分は全額負担になりますので、基準財政需要額は当然警察費相当分の加算をいたさなければならぬ。これを加算して再計算いたしますと十一億六千七百七十万円ということになります。神奈川県の方は三億九千七百七十万円ありますが、警察費につきましては横浜

市から引き継いでいきます部分が三カ月分ふえますので、これを計算に入れますと八千九百万円が超過している、こういうことになるわけでありまして。

○森下政一君 富山府県だといわれている不交付団体ですね、その不交付団体の言いが、すでに御承知の通りに交付税の不交付団体だからして決して余裕があるわけじゃないのだ。結局それは地方交付税のいわゆる財政需要の算定方式というものの言い分がある。それらの団体側からいへば言い分がある。すなわち、それぞれのこれらの団体のもっている特殊な事情による必要経費というものが財政需要としての算入の中に加えられていない。大都市の場合も同様であつて、大都市の実態とかけ離れたような計算の仕方がしてあるために、いかに財源に余裕があるような工合に言われているけれども、実はさうな余裕というものはないのだ。むしろ非常な困難をそれがために味わいつつあるのだ。これは私は過去東京都をたずねたときにも、東京都の当局がその点について、具体的な資料をわれわれに示して、ほんとうに富裕団体といわれているけれども、財政的にはむしろ困難が多いのだというふうな陳情がありさうなものに思つたのですが、私も相当引き出さうと思つてしゃべつたり、水を向けてみたけれども、案外びんとくるような説明がなかったというので、むしろこちらの方がびつくりしたような工合であつたのです。自治庁はどう考へておられるのですか。やはり富裕団体といわれているものの言ひますところの基準財政需要額の算定方式というものに実態と

かけ離れたところがある、そこに無理があるのだという言ひ分は、これは妥当だと思へないまいませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方交付税の計算に當りまして、基準財政需要額というものを測定するわけでありまして、この基準財政需要額をどのように測定するのが法の趣旨であるか、これに私は根本の問題があつたかと思つたのであります。要するに生活保護費を支えます場合に、各人の最低生活費というものを計算するわけでありまして、最低生活費的な考え方であるか、あるいはそれぞれの身分に応じて生活費に差等を設けていくのか、こういう考え方があつたかと思つたのであります。やはり基準的な、行政を行うためには最小限度どれくらい要するのだろうか、こういう考え方が基準になるのじゃないか。実態に合わないのじゃないかという批判よりも、基準財政収入額が基準財政需要額をこえているから、すぐにそれだけで結論として富裕だといふ言ひをする方が私は間違つてゐるのじゃないか、こういう法の建前についての考え方を持っておるわけでありまして。しかし将来基準財政需要額をどういふふう計算していくかというところにつきましては、いろいろ考へ方はあつたかと思ひます。ただ私は現在の地方交付税法の基本的な考え方、やはり基準的な行政を行うために財政需要がどれくらい要するか、それを保障すればいいのであつて、それ以上はそれぞれの団体が税財源の程度に応じていろいろ自治運営をやつていけばよろしいのじゃないか、こういうふう

第二に、基準財政需要額を測定いたします場合に、投資的な経費につきましては償却費の計算で財政需要額を見ているわけであり、東京都のような場合には大きな戦災を受けまして、復興していかねばならないものが非常に多いわけであり、学校一つを取り上げてもほとんど全部焼かれてしまったのを建て直して、しかも人口はほとんどどんどんふえていく、これに今直ちに必要とする財政需要額というものをそのまゝ基準財政需要額に入れていくという考え方は、毎年々々の何でいけばどれくらい金がかかるかという考え方で基準財政需要額というものをしているわけであり、

しかもまた第三には、今の建前からできる限り健全財政を堅持していきたい。大きな団体であればできる限り、国が借金しませんが同じように借金させないで、そういうような税財源でまかなっていくなければならないという府県であれば、できるだけ借金させないで、一般財源でまかなっていくべき、こういう考え方をとっておくわけであり、現実の需要を基準財政需要額と比べてみました場合には、制度的にもかなり大きな食い違いが出てくるのが当りまえじゃないかと、こう思っておるわけであり、大体におきまして富裕だといわれておるような団体、こういう団体が大きな戦災を受けているのであります。逆にまた人口がだんだん増加してきておるのでございます。そういう団体におきまして二部教授なんかやっている数字は非常に大きいのであります。その辺にいろいろ問題があるのではないかと、思っております。

○森下政一君 もちろん、実態がこうだからというので、直ちにそれだけのものが基準需要でいかなければならぬと、そんなことなら、非常に放漫なことをやらしておけば、それが富裕団体の実態である、何でもかんでも基準財政需要として取り上げていかなきゃならぬということでは、これはどうもつじつまが合わないことになる、おっしゃる通りなんです。これは当然、それだと私は思う。だけれども、たとえば都市の場合に、人口十万人ぐらいの標準の財政というものを基準にして、それで画一的に大都市の基準財政需要額というものを算定するということが自

体は私は無理だと思ふのです。これは、この大都市の特殊性というものを考慮の中へ入れていないということになると思う。そういう点は、だから一方的に自治庁の言っておることだけが正しいというわけにはいかぬと思う。財政的にかなり現実には悩みがあるもの、こゝろの富裕府県というものが、こゝろにふりて財源調整の名を以ておるものをまたその名目をもとにして取り消されてしまふ。東京都のごときはまた入場譲与税の全額に該当するということになるのであるから、一文ももらわぬということになる。やらずぶったくるといふ結果になってしまふということ、私は自治庁として

も考え直さなければならぬと思う。これ以上議論しても水かけ論になりましからやめませんが、私の言うておることも必ずしも無理じゃないと思う。地方財政の非常な赤字のときに、困っておる者が多いときに、地方税のためにどれくらいになるかしれませんが、総額から言えば当初大蔵省が、あるいは自治庁が計画しておった本年度の計画は破れて、結局最後にはここに落ちついたんだと思う。その点からいって、金額からいけばはるかに期待にそぐふことになったと思う、まあ地方財政の赤字の多いときだからやむを得ないと思ひますが、将来考え直してもらいたいというのを希望意見として強く申し上げておきます。私の質問を終わります。

○委員長(松岡平市君) 他に御発言がなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないことを認めて、さよう決定いたします。

なお本案に対する討論、採決は後刻行うことにいたします。

○委員長(松岡平市君) 次に地方公務員法等の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案は、去る三月八日に質疑を終局しておりますので、これより討論、採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお付帯決議案等がありましたら討論中に御提出をお願いします。

○加瀬亮君 私はただいまの案件に対して、社会党を代表いたしまして反対の意を表します。以下理由を申し述べます。

このたびの地方公務員法の一部改正の大体の要点は、公平委員会の廃止、それに加へまして停年制度、あるいは待命制度等が一番の問題点であろうと思ひます。

反対の第一点は、停年制についての政府の御説明を承わりますと、これは新陳代謝と地方財政の合理化を目的としたところ、こゝろでございますが、政府の資料によりますと、国家公務員と地方公務員との高年令者の構成比等を比較いたしましたも、新陳代謝の必要が、地方公務員は国家公務員に比べてはなはだしく必要であるという判断は出て参らないように思われるのでございます。しかも国家公務員の一般行政職には、このたび提案されましたような停年制というものはないので、新陳代謝を必要とする理論的な根拠というものが非常に薄弱だと思ひます。

反対の第二点は、停年制の一つの別な性格といたしまして、停年まではその生活が、あるいはその勤務条件が保障されるという目的があるのでございますが、このたびの政府提案の停年制には、停年制というものの明瞭ではございませんで、一方年令的にその生活を保障するという条件はちろん少しも引き出されておられません。しかも地方団体の現状を見ますと、ことに教職員のごときに至りますと、女子などは四十五才、あるいは四十八才という年令をもつて勸奨退職がひんびんと行われております。しかも国はこれらを別に許容しておるような態度でございまして、勢ひ指示もあるいは指導もいたしております。このような地

方の事情というものが見過ごされたいとしますと、しかる停年制というものにはますます年令が若い方に傾きまゐり、あるいは退職年金制度との関連を考慮すると言ひましても、こゝろふうな具体的な考慮というものが全然思ひ出されるというふうなことになると思ひます。

反対の第三点は、地方財政の合理化をするのであると、こゝろ言われるのでございますが、それならば停年該当者を何人と思込んで、これによる節減額はどれくらい見込まれるのか、こゝろいった財政的な合理化の数字を示されたわけであり、こゝろに對する政府の御答弁は一度も明確なものはないので、こゝろに對する具体的な節減方式、あるいは節減額というものもありませんで、それぞれ地方にまかせますという、それでなくとも地方財政の赤字に悩んでおります地方団体に、とりまして、停年制なり、あるいは待命制というものによりまして、地方財政の合理化のために不当な停年制、不当な待命制というものがひんびんと出てくることもおそれられるわけであり、

反対の第四は、昨年度以来地方財政の赤字が問題になりまして、政府の指導方針などを見ましても地方財政の再建法といふものが打ち出されます。あるいはこれに對するところの再建計画策定などの具体的な要領といふたようなものも指示されております。あるいはまた三十一年度財政計画を見ますと、機構の縮小、停年制、給与費の合理化、負担金制度の改革といったようなことが強く上げられて、こゝろに對して給与費を切り下げ

て地方財政の合理化をはかるかという
ことに指導の中心が置かれておるよう
に思われるのでございます。こういう
方法が、ここに地方公務員法の一部改
正によって打ち出されました、停年制
あるいは待命制度というものとからみ
合いますときには、改正法の第二三条三
項の「職制若しくは定数の改廃又は予
算の減少により廃職又は過員」につい
ては、その職員の意に反して待命を命
ずることができる。こういったような
待命制度等がもう数多く適用されると
いうふうな傾向を生むと思うのでござ
います。しかも先ほど申し述べたの
ではあります、保障制度と申します
か、保障制度というものが全然打ち出
されておらないということになります
と、今まで地方公務員といたしまして
地方行政に貢献をいたしました人
人の犠牲によりまして、問題の地方の
赤字を解消していくということが強く
打ち出される形になりますので、これ
はどう考えましても適当な方法である
というふうには考えられないのでござ
います。

さらに終りに反対の点で強調いたし
たいと思いますのは、停年制あるいは
待命制というものが極端に使われて参
りますと、いかなる職種に対象が向
けられるかという点であります。当面
の問題が人件費の制約あるいは給与費
の合理化ということになりますと、人
件費なり給与費なりの一番の幅をとつ
ております義務教育職員というものを
に対象が向けられてくると思われ
ております。実質実額主義というものを
一応自治庁は堅持をいたしております
が、昨年の財政計画と本年の財政
計画を比較いたしますと、実質実額

といつておりましても三十年度の計画
定員よりは三十一年度の計画定員は減
少をいたしております。この方向は大
蔵省が前々から主張をいたしておりま
する定員定額の方向に移行をしておる
ということもいえると思つております
です。で、停年制なり待命制なりとい
うものが、定員定額の方向を実現するた
めに方法として使われて参りますとき
には、国民の最低の権利であります
ひとしく教育を受けるという権利まで
もある程度の制約を受けざるを得ない
という形になると思つております。
自治庁は再建整備法などにおきまして
も、最小必要限度の行政措置は確保す
ると言っておりますけれども、少くも
義務教育におきましては、最小必要限
度を割るような行政措置が停年ある
いは待命という制度の強行によって、具
体的には個々の自治団体が行わざるを
得ないということになりかねないと思
うのでございます。

以上の理由からいたしましてた
ま問題になりました地方公務員法の一
部改正につきまして反対をいたしま
す。

○小林武治君 私は本法案に賛成する
ものであります。しこうしてこの法案
の中の停年制につきましては、職員の
身分に重大な影響を及ぼすことであ
りますので、これが実施に当つては特
に慎重を期してほしいと、こういう趣
旨からいたしましてこの法案に付帯決
議を付したいと存じます。付帯決議案
を朗読いたします。

附帯決議案
停年制の実施に当つては左記事項
につき政府は格別の考慮を払うべき
である。

一、教職員については、その特殊
性にかんがみ、停年制の急激な影響
を避けるため予め特別の考慮を加
え、本制度の実施により教育を阻害
することなきよう努めること。
二、条例の実施については相当の
猶予期間を置くこと。
三、海外引揚者又は長期にわたり
兵役に服した者又は他の者をもつて
代うべからざる知識技能を有する者
等については、これが適用につき相
当の斟酌を加えること。
四、停年者には過渡的に待命制度
等を考慮すること。
五、単純労働に従事する者につい
ては停年令につき特別の斟酌をす
ること。

以上の付帯決議を付して本法案に賛
成するものであります。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。

○政府委員(早川肇君) 地方公務員法
等の一部を改正する法律案の附則第四
項の第四行、すなわち「第五十一条の
二第二項の規定の適用」の「第二項」と
いうのを、「第一項の規定の適用」と
二を一にここで御訂正願いたいと思
います。

○加瀬完君 何ページですか。

○政府委員(早川肇君) 地方公務員法
等の一部を改正する法律案の八ペー
ジ、附則第四の四行目に「第五十一条
の二第二項」という第二項は第一項の
誤りで、手続はいたしているのです
が、まだ……。

○加瀬完君 第二項を第一項に改める
のですね。

○政府委員(早川肇君) そうです。以
上を御訂正申し上げます。

○委員長(松岡平市君) これはすでに
政府から議長のもとに訂正の申し出が
あつておりましたが、印刷物がお手元
に配付されておられませんので、この機
会に特に委員各位の御注意を促してお
きます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を始め
て。

○伊能芳雄君 私は本案に対しまし
て、現在の地方制度の運営の状況また
は地方財政の状況等から考えまして賛
成いたすものであります。ただ停年制
の実施に当りましては、小林委員から
付帯決議が付されましたが、なお老
心から申し上げますならば、この停年
制の実施によりまして若者の者が安定
してしまふというよりなことがあつて
は、五十五才なら五十五才という停年
ができたというので、五十五才までは
ほとんど安定してしまつて、若者の者
がどうにもならないというよりな事態
に至らないように、運営上指導に御注
意願いたいということでありまして、こ
の点はさらに小林委員の付帯決議に付
するといふほどのことでもありません
が、運営指導上政府の御注意を要望し
ておきます。(そんな指導をする権限
はないぞと叫ぶ者あり)

以上をもつて本案に賛成いたしま
す。

○委員長(松岡平市君) はかに御発言
下さいませんか。

〔なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御発言なけれ
ば討論は終局したものと認めてこれよ
り採決に入ります。

地方公務員法等の一部を改正する法
律案を議題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成
の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松岡平市君) 多数と認めま
す。よつて本案は多数をもつて原案通
り可決すべきものと決定いたしました。
次に討論中小林君より提出されまし
た付帯決議案を議題といたします。小
林君提出の付帯決議案を本委員会の決
議とすることに賛成の諸君の挙手を願
います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松岡平市君) 多数と認めま
す。よつて小林君提出の付帯決議案は
多数をもつて本委員会の決議とするこ
とに決定いたしました。

なお本院規則第四十条による本会議
における口頭報告の内容、第七十二条
により議長に提出すべき報告書の作
成、その他事後の手続につきまして
は、慣例によりこれを委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと
認めます。よつてさう決定いたしま
した。

それから報告書には多数意見者の署
名を付することになっておりますが
ら、本案を可とされた方は順次御署名
を願います。

多数意見者署名
伊能 芳雄 石村 幸作
小幡 治和 神原 亨

佐野 廣 田中 啓一
堀 末治 安井 謙
小林 武治 館 哲二

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れは
ございせんか。御署名漏れはな
いと認めます。

○委員長(松岡平市君) 次に公職選挙
法の一部を改正する法律案(第二十三
回国会参議院第一号、衆議院修正送付)及び
国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律の一部を改正する法律案の
二案を便宜一括して議題に供します。

○委員長(松岡平市君) 速記をとめて
下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

速記をとめて下さい。

午後零時四十分速記中止

午後一時三十六分速記開始

○委員長(松岡平市君) 速記を始め
て。暫時休憩いたします。

午後一時三十七分休憩

午後三時十五分開会

○委員長(松岡平市君) 午前に引き続
き委員会を再開いたします。

午前中質疑を終局いたしております
入場議事税法の一部を改正する法律案
を議題に供します。

これより討論に入ります。御意見の
ありの方は賛否を明らかにしてお述
べをお願いします。——特に御発言なけれ
ば討論は終局したものと認めてこれよ
り採決に入ります。

入場議事税法の一部を改正する法律
案を議題に供します。本案を原案通り
可決することに賛成の諸君の挙手を願
います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松岡平市君) 全会一致と認
めます。よつて本案は全会一致をもつ
て原案通り可決すべきものと決定いた
しました。

なお本院規則第四十四条による本会議
における口頭報告の内容、第七十二条
により議長に提出すべき報告書の作成
その他自後の手続等につきましても、
慣例によりこれを委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと
認めます。よつてさう決定いたしま
した。

それから報告書に多数意見者の署名
を付することになっておりますから、
全員順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

田中 啓一 小幡 治和
堀 末治 若木 勝蔵
小林 武治 中山 福蔵
伊能 芳雄 佐野 廣

安井 謙 館 哲二
加瀬 完
小笠原 三男 石村 幸作

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れは
ございせんか。御署名漏れはな
いと認めます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を起し
て。向案につきましては、前回の委員
会におきましてすでに質疑は終局して
おりますので、これより向案について
討論に入ることと御異議ございませ
んか。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

政府側の重々の手落ちでございまし
て、この機会に深甚なるお詫びを申し
上げます。

○委員長(松岡平市君) 政府御当局が
職務御多忙であることはわれわれも丁
承しております。しかし当委員会がど
ういふ議案がどういふ審議の過程にあ
るかということは、よく政府は御承知
であります。もし二時半に御出席困難
であるような事情が突発したとかりに
いたしましたれば、その旨適当に委員長
なりあるいは委員部なり調査室なりあ
なたの方で連絡をなさる道は幾らでも
講じ得られると思ふ。何らの処置も講
じないままに委員全部をここでこの長
い時間待たして、そうして審議が御承
知のような大へん重大な過程に入つて
おる、そういう際に、何らの連絡をせ
ずに待たしておられるというがごとき
ことは、当委員会の運営上はなほ迷惑
であります。自今、委員会について
は、政府はもと連絡を密にせられ
て、のみならず委員会の出席について
は十分なる御注意をお払い願うように、
この機会に強く注意いたしておきま
す。

○委員長(松岡平市君) 午前中に引き続
きまず公職選挙法の一部を改正する法
律案(第二十三回国会参議院第一号、衆議
院送付)を議題に供します。

本案につきましては、午前中速記を
とめて懇談をいたしました。いかが
取り計らいますか。委員会の御決定に
従つて結論をつけたいと思ひます。本
案につきましては、討論に入ることの
宣言まで御異議なく済んでおります。

○伊能芳雄君 前回の場合質疑を打ち
切っております。今この段階に至つて

は、討論採決によつて可否を決定する
よりほかにば取り方はない、こう考
えます。

○委員長(松岡平市君) ここではこれ
より討論に入つて採決することに御
異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと
認めます。御意見のありの方は賛否
を明らかにしてお述べ願います。

○小笠原三男君 ただいま議題に
なっております公職選挙法の一部を改
正する法律案衆議院送付案に、日本社
会党は反対いたします。理由は大きく
二つに分けて申し上げます。

一つは、これが議員立法になり、ま
た審議の経過等からして、日本社会党
としてはこういう結果に立ち至つたこ
とに対して不本意という点で反対す
るのであります。このことは午前中の委
員会でも申し上げたのであります。不
肖これは前々回の国会におきまして不肖
私当委員会の委員長をしております際
に、自由党、民主党、緑風会三派の共
同提案として公職選挙法の一部を改正
する法律案が提出せられ、継続審査と
なつて審議すべき筈にありましたので
あります。ところが当時重要法案が他
に山積し、またこの原案の内容とする
ところが著しく各党派間において意見
の相違を見ておつたのであります。

従つて委員会の審議の進行の都合上、
まともな得るものならば各党派一本の
形でこの公職選挙法をまともな上げ、来
たるべき参議院選挙における投票並び
にルールを全体としてきめて、フェア
で一つ選挙をとり行ふのが至当であろ
うということで、委員長としまして各
党派代表の委員諸君にいろいろその間

の事情を説明申し上げて御同調を願ったのでありますが、全会派異議なく御同調願えまして、個々の条文についてそれぞれの忌憚のない会派の意見を出していただいて、最終的には九分九厘のまとまりを円満裏に得たのであります。そして最後に残ったものが、問題になっております政党内閣に政治団体の活動に関する規制の条項であったのでありますが、これは原案としては、現行法の政党内閣に政治団体が自由な活動をなし得る点を規制し、一政党のみにこれをとどめるといふ極端なる制限規定であつたのであります。従つて一方社会党の立場としては、今日の現行法によつてきておる主権在民の憲法の立場からこの民主政治の基礎である選挙においては、選挙の公正を著しく阻害するものとして、もとより反対しておつたものでありますので、この点については幾多の対立を繰り返しておつた問題であります。しかし最後のまとまりを得る段階で、この部分がそれをなし得ないからという事で御破算にして、そうして自、民、緑三派共同提案のこの強硬な改正案を原案として審議する場合においては、その審議を渋滞し、他の法律案の審議に影響を及ぼすことは、火を見るよりも明らかなので、この点は全会派ひとしく認め合つておつたところであります。従つて私としましては、一種の妥協案をここに提案いたしました、各会派の御了承を得たいということでお話し申し上げたら、会派に諮つてということであつて、その返事がそれぞれ全会派とも異議がないという決定を得たのであります。ただし、私は委員長で

あつた建前上、参議院において全会派が異議がないとしまして、少くとも委員長発議として本会議に直ちに提案して、満場一致の御賛成を得るといふことは、その前提としてやはり衆議院側においても、これが同調を非公式にも願つておいてスムーズにこの法律案の通過というのを期待するといふことが私の一つのやっぱり義務でもあると考えまして、その点は各会派に再三お願いをして、衆議院に会派を持つ委員の間においては、会派の党議決定を得て、衆議院においてもこれにこれを通つて参ります際に、異議がないといふように取り扱つてもらつて、応諾を得られることを要請したのであります。それができない限りは、委員長発議を暫々にすることはできないといふことで、日を幾日か過ぎたのであります。しかるところ各会派の理事におきましては、衆議院と話し合つて異議がないといふことになつたといふ公式の御報告を委員長としていただきまして、社会党本来の立場に立つたまま、また社会党に属する私としましては、幾多の不本意な点はありますけれども、これややはり参議院の運営の上に、また来るべき選挙を公正にフェアにとり行ふといふことのために、全会一致で法律案が通過するといふことが最も望ましいことであると考えまして、委員長としての立場として参議院本会議に提案申し上げ、これが通過いたしました。衆議院に送付されたのであります。衆議院の事情によりまして臨時国会に継続審査になつておりましたものが流れ去りまして、その後この案は、また再び参議院各会派の同意を得てどうしてもこのまま成立を期待したいといふことで、現

在の松岡委員長がやはり全会一致の同意を得て委員長発議としてこれを参議院を通過せしめたものと思ふ。これが衆議院に回つて、そしてわれわれが非常に苦勞し、非常に各会派として話し合いを進めて一致点を見出したこの選挙法の最も眼目となつておつた政党内閣に政治団体の規制の条項だけは、参議院の妥協をせられませんでした案を一切放擲して、自、民、緑風三派の先に提案しておりました通りに、一切の政治団体の活動を禁止する規定となつて衆議院から送付せられたというのが現行の修正案であります。私はこゝう審議の過程を通して反省してみますと、少くとも参議院の各会派が全会一致をもつて二度もこれを議員発議することに同意せられ、そしてしかも参議院の地方行政委員会を主宰する委員長が参議院の役員として本会議に提案して、二度も満場一致の議決を得たものであります。それが衆議院において異なる議決がなされて、参議院に送付せられてきました。院と院とが自由にして独立した審議権を持ち、こゝういふ結果になる形式には私は何ら異論は申し上げないものであります。しかし内面的に政党政治としてそれぞれの会派に所属する者として、当時は自由党、民主党はばらばらでありましたが、各党とも党としてこの参議院の議決を了承しておつたのでありまして、今日自由民主党になつたからといって、それで異なる態度を打ち出さなければならぬ何ら党内の事情もなければ、客観的な選挙情勢もないのであります。われわれはこの案に妥協した案は、もとの三派の提案したことで規制するといふことが、現行法におけるい

ろいろな欠陥を排除するといふ主張でありましたが、これが欠陥であるかないかについては、議論のあるところでもある。しかしまた段階的にそれならば一応の意向はいて、一つ暫定的な選挙をやつてみて、その批判に待つてまた規制すべき点があるならば緩和すべきものとして民主的な暫定的な手続をとるうとしてこゝういふ案になつたのでありますから、そのことを認め合つた会派においては、その後の客観情勢として異なる態度を打ち出さなければならぬい何らの理由はないと私は考えるのであります。で、私の考えをいたしましては、衆議院が修正したものであるから、参議院は事態にこまですつた以上、これを承認しなければならぬといふ考え方が一部に、いな、だいの会派におありのようであります。しかし私は衆議院、参議院がおのの独立した院として法律案審議をしていふ場合、異なる議決が行われ、そしてあくまでもそれが固執されるという場合もあり得ると考えます。しかも参議院としては一度院議をもつて決したものが、そしてしかも衆議院側の各会派の了解もかつておつたものが、こゝういふ事態になつてきて、それではその通りいたしなうといふ前に、まだ残された参議院としての主張すべき手続があると考えます。それは四つに分れると思ひます。一つは結局この修正案をのめないといふことで、参議院の原案のよりにこれを引き戻して衆議院側に回付するといふこと以外にはまず今のところないであります。ところがそこら出てくる結果は四通りあると思ひます。衆議院においてそれは

のめないといふことで、三分の二議決をもつて衆議院の修正通り議決するといふ方法もあります。あるいは三分の二を得られずして、議決の結果廃案になるという場合もあり得ます。あるいはまた参議院のこの案を衆議院がむづかしい場合もありましよう、また最終的には両院の意思を疎通し、民主的に一本化した結論を得たいと願うならば、これは両院協議会という方法もございましよう。私はこゝういふ結果として幾多考えられる手順がまだ残つておると思ふ。私たちは院議を尊重し、また院議たらしめたわれわれの本心、それから各会派間の信義と責任という問題を考えるならば、私は党所属の立場も尊重されなければなりません。参議院の運営、地方行政委員会の運営として、一議員として、責任をもつてそれに参画をした議員の責任を明らかにする態度こそが、参議院の態度を明確ならしめ、また二院制度における妙味も発揮し得るものと考えます。しかし私の申し上げているのは、この特殊な、いろいろな事情によつて衆議院から出たことが参議院で承認せられる、あるいはいろいろな形があつて、一般論としては言えない点のあることも十分了承した上で申し上げておる。今回の場合はまさに特殊なケースであつて、こゝういふ方が将来参議院の運営に先例としては悪例として残るものであると断ぜざるを得ないのであります。何のためにわれわれが議員の職責をもつてこゝういふ発議をし、そして何のために二度も参議院の議決をしたか、もしも衆議院の意向がこゝういふことであるとすれば、衆議院の意向を前もつて繰り込んだ一つの議員立法も

なせばなし得たのであります。ところが形式は参議院の意思はあくまでも主張したがごとく見えて、結果としては委員長発議というものが一部重大な蹉跌を来たすような結果になった。こういう扱いは私は今後において慎しまなければならぬと考えます。そういう意味において、まことにこの法律案の審議の過程とその結果とを比較しますといふと、不明朗そのものである。各会派間の信義にもとるものであるように私には感ぜられます。私といい、あるいは現委員長といい、いかなる会派のいかなる方が立場を委員長の地位にかえてこの問題を審議します場合においても、こういう結果になることは、たんとんとして、平然としておれないだろうと思ふのです。これもまたやむなしとしてはおられぬだろうと思ふのであります。ただ松岡委員長の場合におきましては、その当時のいきさつは午前中に伺ひまして、そうして民主的な決定を得たいということでありまして、それから、それも一つの態度であらうと思ひますので、これ以上のはしり上げませんが、社会党としては他党の信義を重んじてくれるだろうという考へ方から、衆議院のそれぞれの機関にも諮り、衆参両院一体となつておる両院議員総会等にもたびたび諮つて異論のある中から最終的なこの妥協、結論を得たのであつて、そういう意味からいへば、結果としては、公党と公党間の信義というものはみじんも尊重されることなく踏みにじられたものと断ぜざるを得ないのであります。この間に於いて緑風会も委員の方々が参議院だけに所屬せらるる立場から、これが原案通り通過せらるることに幾多の御努

力があつたといふことも聞き及んでおりますが、まことに私は感謝にもたえませんし、敬意を表せざるを得ません。その努力が、結果として努力したという形が示されるならばこれは首尾一貫してまことにわれわれとしては欣快にたえないところでありまして、以上が第一に申し上げます反対の理由であります。

それから第二の反対の理由といひましては内容的な問題であります。この点についてはもう前々回の国会で論議しておる過程において社会党の立場といふものは申し上げておりますから、委員各位には繰り返してわが党の立場を申し上げる必要はないでございましょう。しかも政党内閣に政治活動の制限あるいは禁止の問題につきましても、第一の理由を申し上げる過程で一部触れておきましたから、この際この点は申し述べないことといたします。少くとも私はこの結果がどうなるか今の段階においてわかりません。わかりませんが、今後においてはもっとこの種の問題に対しては、やはり政治を基礎とする民主政治である限り、国会運営である限り、やはり信義と責任が重んぜられるという慎重さがあくまでもなければならぬと思ひます。自分の都合がよくなれば都合通りやる。都合が悪くなればまた悪くなつたで考え直す、こういうようなことで、どうして国会のルールなり政治道義なりというものが確立しなされるか。私はこういうことを申し上げれば社会党も今後においてそういう信義を失はらば重んずるかというお話もあるいはあるかもしれませんが、少くとも私たち委員としましては、自己の意思

あるいは個人の考えでそれぞれの他会派あるいは他の委員の方々と重大な取りかきめをしたり折衝をしたりすることは断じてあり得ない。常にその点だけは天下の公党としての責任をもつて処置して参つたつもりでありまして、今後においても社会党として不都合なことが生じようと、約束したこと、きめられたことは、その通り守るでありましょう。私はそういうことでなければわが党といへどもあるいは信を国民につなぐことはできないと思ひます。そういう意味におきまして、多数をもつてまかり通れば何事をやつてもいいということについては、私は不同意でありますし、そうお考えになつておるわけはないと思ひます。もしも衆議院送付案に御賛成になられるお方があるにしましても、事情やむを得ないといふそれぞれの理由があろうと思ひます。しかしその大筋において、参議院といふものの立場、地方行政委員会といふものの立場というものを考えるならば、私は結果としていろいろふりになることなく、中途において円満解決せらるる道もあつたのではないかと。

結局私はこう言へば失礼であります。政府与党さんの方々に非常な熱意をもつて御努力願へたことは了といたしますけれども、少くとも他会派に対する信義という問題から言へば、これは議員の職責をかけてでも党内において一本筋が打ち込まれるということであつたならば、結果として有終の美を發揮し得たものと考えまして、まことに遺憾にたえないところであります。いろいろ申し述べれば切りのないことでありまして、もしもそれが感情なり問題となり、そして単にそういう意

味で対立するといふ形になつてこの選挙法が通ることを私は不幸だと考えます。従つて私の発言は今日とめまして、そして将来においていかようであらうとも、選挙はフェアにとり行ふといふことで、各会派ともそういうことを十分考慮せられることを、私の方としても十分考えますとともに、お考えを願ひたいと思ふのであります。

以上を申し述べました諸点から、実はこの法律案の採決にも参画したくないと思はれる、一言にして言うならば、不信であるといふふうにも考へられますけれども、結果を見てまたわれわれの立場を明らかにする機会もあり得ようと思ひますので、あえて反対討論を申し上げる次第であります。

○伊能芳雄君 私は自由民主党を代表いたしまして、賛成の討論をいたしたいと存じます。

ただいま小笠原委員からこの法案の経過につきましてお述べになりました、私もこの点につきましてもは認めることにやぶさかなるものではないと思ひます。従ひましてこの共同提案の線が実現されることを期して私もも及ばずながら十分努力して参つたのであります。衆議院はこの二回にわたる参議院の決議に對しては、この点は譲れないといふことでついにこの修正をして送つてきたわけでありまして、ここに至りましては私も當初念願いたしました参議院選挙に備へて行なつたこの改正案が成立するかしないかという関頭に立つてきたのであります。事態はもうこれ以上遷延することはできませんし、同時に両院協議会その他の手続を考えまして、私も今までこれだけ努力してさ

もこの修正を行なつた衆議院は絶対に譲歩するといふことの見通しを私どもつきません。従ひましてここに成立が不成立か、どちらかを選ばなければならぬといふこの場合におきまして、私どもは初めから念願しましたこの改正案をぜひ早期に成立させて、そうして参議院議員の通常選挙に間に合わせなければならぬという立場から、しかも問題になつておりまする団体の規制の問題は、東へ行く道を西へ行くといふのではなしに、東の方へ行つておるのです。団体の規制をやろう、私どもは妥協して二つにしたけれども、衆議院がもつと制限を強くして一つにし、われわれの参議院における決議と全然方向の違ふことを決議をしたのではないので、そういう立場から、私は共同提案の趣旨に、その点におきましてはまことに遺憾な点がございますけれども、先ほど来申し上げましたように、早期に成立をさせて、来たるべき参議院の通常選挙に間に合わせなければならぬといふこの段階におきまして、賛成いたす次第であります。

○委員長(松岡平市君) ほかに御発言はございませんか。御発言がなければ討論は終局したものと認めて、これより採決に入ります。公職選挙法の一部を改正する法律案を議題に供します。念のため申し上げますが、本法律案の原案は衆議院修正点をも含めたものでございまして、本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案通り

り可決すべきものと決定いたしましたし
た。

○委員長(松岡平市君) 次に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきましてもこれより討論に入ります。御意見のありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言がなければ討論は終局したものと認めて採決に入ります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました両案に對しますところの本院規則第四百四條による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

それから報告書に多数意見者の署名を付することになっておりますから、両案を可とされた方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

堀 末治 田中 啓一
安井 謙 中山 福藏
館 哲二 小林 武治
柳原 亨 佐野 廣
小橋 治和 伊能 芳雄
石村 幸作

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れはございませんか。――御署名漏れはないと認めます。

○委員長(松岡平市君) 次に先に採決いたしました地方公務員法の一部を改正する法律案に關連して付せられました付帯決議案について、政府側の御所見を承わりたいと存じます。なお付帯決議案のほか、引き続きお述べになつて伊能委員の御所見についてもあわせて御意見を伺いたいと存じます。

○政府委員(早川肇君) ただいま決定されました付帯決議の御趣旨を十分尊重いたしました。停年制の円滑なる実施に万遺憾なきを期したいと、かように考へておる次第でございます。

なお伊能委員の御希望に對しても、(小笠原二三男君)一々意見に對しても所見を述べらる。それならわれわれも討論中に意見を言うぞ。と述べ、伊能委員の御希望に關しましては、直接停年制の実施といふことは関係はございませんが、当然勤務の制限をするとか、いろいろな規定は、当然これに無関係に実施――現状通り行われるものと期待しております。

○委員長(松岡平市君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて下さい。
本日の会議はこれにて散会いたします。
午後四時七分散会

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案

一、地方財政法等の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第十一章 補則」を「第十二章 補則」

特例に、「第一章 特別市」を「第一章 削除」に改める。

第一条の二第三項中「特別市」を削る。

第二条第三項第十二号中「不良地区改良事業」を「土地地区画整理事業」に改め、同項第十四号中「史跡」を「建造物、絵画、芸能、史跡」に、「記念物」を「文化財」に改め、同項の次に次の三項を加える。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項に例示されているような第二項の事務を処理するものとする。但し、第五

項第四号に掲げる事務については、その規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務で、概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に關する連絡調整に關するもの及び一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のものを処理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定、治山治水事業、電源開発その他の利水事業、林産資源、水産資源その他の天然資源の保全及び開発、産業立地条件の整備、道路、河川、運河その他の公共施設の建設、改良及び維持管理、開拓、干拓その他の大規模な土地改良事業の施行等広域にわたる事務に關すること。

二 義務教育その他の教育の水準の維持、文化財の保護及び管理の基準の維持、警察の管理及び運営、社会福祉事務及び社会保険事業の基準の維持、医事及び薬事の規制、伝染病の予防その他公衆衛生の水準の維持、労働争議の調整その他労働組合及び労働関係に關する事務、職業安定に關する事務、土地の収用に關する事務、各種營業の許可その他の規制、計量器の検査、各種生産物の検査その他の取締、各種の試験及び免許に關する事務、工業、人口動態等主要な統計調査、国民健康保険組合その他の公共的団体の監督等で統一的な処理を必要とする事務に關すること。

三 国と市町村との間の連絡、市町村の組織及び運営の合理化に關する助言、勧告及び指導、市町村相互間における事務処理の緊密な関係を保持させるためのあつせん、調停及び裁定、市町村の事務の処理に關する一般的基準の設定、訴訟の裁決等市町村に關する連絡調整の事務に關すること。

四 高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、研究所、試験場、図書館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、病院及び療養所その他の保健医療施設、授産施設、養老施設その他の社会福祉施設、労働会館その他の労働福祉施設、運動場等の營造物の設置及び管理、文化財の保護及び管理、生活困窮者及び身体障害者の保護、罹災者の救護、土地地区画整理事業の実施、農林水産業及び中小企業その他の産業の指導及び振興、特産物の保護奨励に關する事務等一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模の事務に關すること。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに當つては、相互に競合しないようにしなければならない。

第三条第二項及び第三項中「及び特別市」を削る。

第八条の二第一項中「第二条第十項」を「第二条第十三項」に改める。

第九十二条の次に次の一条を加える。

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができな

第九十六條第一項第七号及び第九号中「条例で定める」の下に「重要な」を加える。

第九十二條第二項中「毎年四回」を「毎年、四回以内において条例で定める回数」に改める。

第九十九條第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

普通地方公共団体の議会は、条例で、都にあつては十二以内、道及び人口二百五十万以上の府県並びに人口百万以上の市にあつては八以内、人口百万以上二百五十万未満の府県及び人口三十万以上百万未満の市にあつては六以内、人口百万未満の府県及び人口三十万未満の市並びに町村にあつては四以内の常任委員会を置くことができる。

議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中在任する。

第九十九條第六項中「特に付議された事件」を「付議された特定の事件」に改める。

第一百十條第三項ただし書中「特に付議された事件」を「付議された特定の事件」に改め、同条第四項中「第五項」を「第四項」に改める。

第一百一十條中「常任委員会及び特別委員会」を「委員会」に改める。

第一百十二條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により議案を提出するに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の賛成がなければなら

第九十二條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第一百十五條の次に次の一条を加える。

第一百十五條の二 普通地方公共団体の議案が議案に対する修正の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

第一百七條中「自己又は」を「自己若しくは」に改め、「一身上に關する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件」を加える。

第一百十八條第五項を次のように改める。

第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に訴訴することができ

第一百十八條第六項中「決定は、」を「決定又は前項の規定による裁決は、」に改める。

第二百一十條中「公安委員会の委員」を「公安委員会の委員長」に改める。

第二百二十二條中「提出することができ」を「提出しなければなら

第二百三十二條中「議會を」を「議會の會議又は委員會」に改める。

第二百三十四條第一項中「及び會議規則」を並びに會議規則及び委員會に關する條例」に改める。

第二百三十五條第一項の次に次の一項を加える。

懲罰の動議を議題とするに當つては、議員の定数の八分の一以上の者の發議によらなければなら

第二百三十五條第二項中「前項」を「第二項」に改める。

第二百四十二條中「又は当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長若しくはその団体の長の委任」を若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員會若しくは委員若しくはこれらの委任に、「支配人、又は」を「支配人又は」に、「又はこれに準ずべき者」を「若しくはこれらに準ずべき者」に改める。

第二百五十五條第二項及び第三項を削り、同条第四項及び第五項中「支所若しくは出張所又は区の事務所若しくはその出張所」を「又は支所若しくは出張所」に改める。

第五百五十八條第一項中「都道府県知事の権限に屬する事務を分掌させるため、都道府県に條例で左の局部を置くものとする」を「都道府県知事の権限に屬する事務を分掌させるため、條例で、都に十局、道に九部、人口二百五十万以上の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に六部、人口百万未満の府県に四部を置くものとし、その局部の名称及びその分掌する事務を例示すると、概ね次の通りである」に改める。

第五百五十八條第二項中「局部の名稱若しくはその分掌する事務を變更し、又は」を削り、「第二條第九項及び第十項」を「第二條第十二項及び第十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の數を超えて局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下本条中同じ）を置くときは、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

第五百五十八條第三項中「前項の規定により」を「都道府県知事は、」に、「事務を變更し、」を「事務を定め、若しくは變更し、」に、「都道府県知事は、」を「遅滞なくその旨を」に改め、同条第六項中「第二條第九項及び第十項」を「第二條第十二項及び第十三項」に改める。

第七百七十一條第四項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改める。

第七百七十六條第五項を次のように改める。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては内閣総理大臣、市町村長にあつては都道府県知事に對し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査の請求をすることができ

第七百七十六條に次の二項を加える。

前項の請求があつた場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができ

分任出納員は、出納員の命を受けてその出納事務の一部を分任する。

第七百七十一條第四項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改める。

第七百七十六條第五項を次のように改める。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては内閣総理大臣、市町村長にあつては都道府県知事に對し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査の請求をすることができ

第七百七十六條に次の二項を加える。

前項の請求があつた場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは會議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができ

第五項の規定による請求に係る審査の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議會又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に訴訴することができ

第七百八十條の二中「委員の同意を得て」を「委員と協議して」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機關の管理に關する機關の職員」を加える。

第七百八十條の三中「委員の申出があるときは」を「委員と協議して、」

に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員」を加える。

第百八十条の八を第百八十条の九とし、第百八十条の七を第百八十条の八とし、第百八十条の六中「当該普通地方公共団体の長の同意を得て」を「当該普通地方公共団体の長と協議して」に、「区の事務所」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所」に改め、同条を第百八十条の七とし、第百八十条の五を第百八十条の六とし、第百八十条の四第三項及び第四項を次のように改める。

第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

第一項及び前項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市に人事委員会を置かなければならない。

第百八十条の四第四項の次に次の一項を加える。

前四項の委員会の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているもの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第百五十八条第一項、第二項若しくは第六項又は第七項の規定により設けるその局若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

第百八十条の四に次の一項を加え、同条を第百八十条の五とする。

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に關し賠償をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対しその職務に關し賠償をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たるべきでない。

第百八十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があるとき認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の数又はこれらの職員の身分取扱について、当該委員会又は委員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規

程を定め、又は変更しよりとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第百八十一条第二項中「第二百五十二条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」に改める。

第百八十二条の次に次の一項を加える。

委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び議長に通知しなければならない。

第百八十三条第四項中「判決」を「判決又は判決」に改める。

第百八十九条第一項中「第二百五十二条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」に改め、同条第二項中「自己又は自己若しくは」に改め、「一身上に關する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件」を加える。

第百九十三条中、「第百四十二条」を削る。

第百九十六条第三項を次のように改める。

学識経験を有する者の中から選任される監査委員で、特に事業の経営管理又は会計事務に知識又は経験を有し、且つ、地方自治について識見を有するものは、これを常勤とすることができる。

第百九十七条を次のように改める。

第百九十七条 監査委員の任期は、普通地方公共団体の議会の議員の

中から選任された者にあつては議員の任期によるものとし、学識経験を有する者の中から選任された者にあつては三年とする。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第百九十八条の次に次の一項を加える。

第百九十八条の二 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、監査委員となることができない。

監査委員は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失ふ。

第百九十九条第二項中「第二条第九項及び第十項」を「第二条第十二項及び第十三項」に改め、同条第四項中「所轄行政庁又は普通地方公共団体の議会」を「内閣総理大臣若しくは都道府県知事又は当該普通地方公共団体の議会若しくは議長」に改める。

第百九十九条第六項中「貸付金その他の財政的援助を与えているもの」を「貸付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの」の出納その他の事務の執行を「負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの」の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該普通地方公共団体が資本金の一部を出資しているもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が借入金、元金又は利子の支払を保証しているものについて、また、同様とする。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、關係人の出頭を求め、若しくは關係人について調査し、又は關係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる。

第百九十九条第七項中「所轄行政庁」を「内閣総理大臣若しくは都道府県知事」に改める。

第百九十九条の次に次の一項を加える。

第百九十九条の二 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件については、監査することができない。

第百九十九条中「第百四十二条」を「第百四十一条第一項」に改める。

第百九十九条の二第六項中「及び都道府県の農業委員会」及び「市町村の」を削る。

第百九十九条第一項の次に次の一項を加える。

前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。

第百九十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

第百九十九条第三項中「及び費用弁償を、費用弁償及び期末手当」に改める。

第百九十九条第一項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第一項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第一項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第一項の次に次の一項を加える。

第百九十九条第一項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、勤務手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当又は退職手当を支給することができる。

第二百四十二条第二項中「及び旅費」を「手当及び旅費」に改める。

第二百四十四条の次に次の一条を加える。

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずには、これを第二百三十三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

第二百五条中「前条第一項」を「第二百四十四条第一項」に改める。

第二百六条第一項中「前三条」を「第二百三十三条、第二百四十四条及び前条」に改め、同条に次の一項を加える。

第二項の決定に不服がある者は、都道府県知事の行方決定については内閣総理大臣、市町村長の行方決定については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決があつた日から九十日以内に裁判所に出訴することができる。

第二百七条中「その他の関係人」の下に「第二百九十九条第七項の規定により出頭した関係人」を加える。

第二百三十三条の次に次の一条を加える。

第二百三十三条の二 普通地方公共団体の長は、財産の効率的運用を図るため必要があると認めるとき

は、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、土地、建物その他の財産の取得若しくは管理について、報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、土地若しくは建物を取得し、財産若しくは普通地方公共団体の長が指定するものを許可し、又は財産若しくは普通地方公共団体の長が指定するものを取得若しくは設置の目的を変更しようとするときは、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する財産又は普通地方公共団体の長が指定するものを取得若しくは設置の目的を要したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第二百三十五条の次に次の一項を加える。

第二百六条第四項の規定は、第二項の決定を受けた者がその決定に不服がある場合にこれを準用する。

第二百三十三条第四項を次のように改める。

第二百六条第四項の規定は、過料の処分を受けた者がその処分に不服がある場合にこれを準用する。

第二百三十三条の次に次の一条を加える。

第二百二十四条第五項中「及び第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

第二百六条第四項の規定は、第二項の中立について第三項の規定による決定を受けた者がその決定に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十五条第六項を次のように改める。

前三項の規定による処分に異議がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に、普通地方公共団体の長に異議の中立をすることができ、

第二百二十五条第七項中「都道府県知事」を「普通地方公共団体の長」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第七項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、第三項乃至第五項に規定する事項については、裁判所に出訴することができない。

第二百三十六条の次に次の一条を加える。

第二百三十六条の二 歳出予算の費目の中その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

第二編第九章第四節中第二百三十九条の次に次の三条を加える。

第二百三十九条の三 普通地方公共団体の長は、予算の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、予算の執行について権限を有する委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関に対し、収入及び支出の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者若しくは補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付を受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、自らその状況を調査し、若しくは報告を徴し、又は監査委員に要求してこれらの監査をさせ、若しくは報告を徴させることができる。

第二百三十九条の四 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、この法律に特別の定めがあるものを除く外、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込が得られるまでの間は、これを議会に提出することができない。

普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に關する規則その他の規程の制定又は改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正することができない。

第二百四十二条第一項前段中「これを」の下に「出納閉鎖後三箇月以内に」を加え、同項後段を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により決算を議会の認定に付するに當つては、普通地方公共団体の長は、当該決算に係る会計年度中の各部門における主要な施策の成果その他予算の執行の実績について報告しなければならない。

第二百四十二条第三項中「議会の議決」の下に「及び前項の規定による報告」を加える。

第二百四十三条第一項中「議会の同意を得たときは、」を「条例で定める場合に該当するときは、」に改め、同条第二項中「その重要なもの」を「特に重要なもの」に改める。

第二百四十四条の二に次の二項を加える。

前項の規定は、副出納長又は副収入役、出納員、分任出納員その他法令の規定により出納事務を掌る職員が上司の命を受けて保管する現金又は物品を亡失又はき損した場合においても、また、適用があるものとする。

前二項の場合において、第一項の規定中監査委員の監査又は審査

に關する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十五條の三第二項中「第二條第九項及び第十項」を「第二條第十二項及び第十三項」に改める。

第二百四十六條の次に次の三條を加える。

第二百四十六條の二 内閣總理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ明らかに公益を害しているものと認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に對し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基きその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠つていと認めるときも、また、同様とする。

内閣總理大臣の前項の規定による措置は、市町村の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県知事をして行わせるものとする。但し、内閣總理大臣は、必要があると認めるときは、自ら当該措置を行うことができる。

市町村長は、前項の規定による都道府県知事の措置に異議がある

ときは、その措置があつた日から二十一日以内に内閣總理大臣に對し、その意見を求めることができる。この場合においては、内閣總理大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由を附けて、その意見を市町村長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

内閣總理大臣が自ら第一項の規定による措置を行う場合にあつては、当該措置は、当該事務を担当する主務大臣の請求に基いて行うものとする。

第二百四十六條の三 内閣總理大臣は、第二百四十五條の三第一項及び前條第一項の規定による権限の行使のため、その他普通地方公共団体の適正な運営を確保するため必要があるときは、都道府県知事をして、市町村についてその特に指定する事項の調査に当らせることができる。自治庁長官が第二百四十六條の規定による権限を行使する場合においても、また、同様とする。

第二百四十六條の四 主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に關し、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について検査又は監査する権限を有する場合においては、自ら当該検査又は監査を行わないで、当該普通地方公共団体の監査委員をして検査又は監査を行わせることができる。この場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の指揮監督を受けるものとする。

主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に關し、その権限に基いて、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について自ら検査又は監査を行う場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るようになししなければならない。

前項の場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の行方検査又は監査に資するため、当該検査又は監査について必要な資料を提供し、又はこれに立ち會う等当該検査又は監査に協力しなければならない。

第二編第十章中第二百五十二條の十六の次に次の二條を加える。

第二百五十二條の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務の処理又は当該普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの管理に属する機関の権限に属する事務の管理及び執行のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に對し、当該普通地方公共団体の職員を派遣を求め、又はその求に應じて職員を派遣しようとするときは、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第一項の規定による求に應じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとすし、その給料、手当（退職手当を除く）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。

前項に規定するものの外、第一項の規定に基き派遣された職員の身分取扱に關しては、当該職員の派遣をして普通地方公共団体の職員に關する法令の規定の適用があるものとする。但し、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定をすることができる。

第二百五十二條の十八 都道府県は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員（同法同條に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）であつた者又は他の都道府県の退職年金及び退職一時金に關する條例（以下本条中「退職年金條例」という。）の適用を受ける職員（その都道府県の退職年金條例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一條及び第二條に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」という。）であつた者が、当該都道府県の退職年金條例の適用を受ける職員（その都道府県の退職年金條例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一條及び第二條に

規定する職員を含む。以下本条中「当該都道府県の職員」という。）となつた場合においては、政令の定める基準に従い、当該公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を当該都道府県の退職年金條例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講じなければならない。

都道府県は、当該都道府県の職員であつた者が公務員又は他の都道府県の職員となり、その当該都道府県の職員としての在職期間が恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職期間又は他の都道府県の退職年金條例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を、政令の定める基準に従い、講じなければならない。

普通地方公共団体は、第一項の規定の適用がある場合の外、他の普通地方公共団体の退職年金條例の適用を受ける職員であつた者が当該普通地方公共団体の退職年金條例の適用を受ける職員となつた場合においては、当該他の普通地方公共団体の退職年金條例の適用を受ける職員としての在職期間を当該普通地方公共団体の退職年金條例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講ずるよう努めなければならない。

第二編中「第十一章 補則」を「第十二章 補則」に改め、第二百五十二條の十八の次に次の一章を加える。

第十一章 大都市に関する特例

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関は、左に掲げる事務の中都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が法律又はこれに基く政令の定めるところにより処理し又は管理し及び執行することとされてい

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 六 母子福祉資金の貸付等に関する事務
- 七 伝染病の予防に関する事務
- 八 寄生虫病の予防に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務
- 十六 建築基準行政の実施に関する事務

指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関がその事務を処理し又は管理し及び執行するに当つて、法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が法律又はこれに基く政令の定めるところにより処理し又は管理し及び執行することとされてい

区に選挙管理委員会を置く。
第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第七十五條第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
前五項に定めるものの外、指定都市の区に必要事項は政令でこれを定める。
第二百五十五條の二 選挙又は決定は、選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙に改め、同条を第二百五十五條の四とし、第二百五十五條の次に次の二条を加える。
第二百五十五條の二 この法律に特別の規定があるものを除く外、この法律の規定による普通地方公共団体の機関の処分により違法に権利を侵害されたとする者は、都道府県の機関が行う処分については内閣総理大臣、市町村の機関が行う処分については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、その裁決のあつた日から九十日以内に、裁判所に訴願することとすることができる。
第二百五十五條の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の規定による訴願の提起又は審査の請求があつた場合において、訴願を提起し若しくは審査の請求をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一條第二項の規定により自治紛争調停委員を任命し、その審理を経た上、訴願を裁決し、又は

は審査の裁定をするものとする。
第二百五十八條の次に次の一条を加える。
第二百五十八條の二 この法律の規定による審査の裁定は、審査の請求を受けた日から九十日以内にこれをなすものとし、その期間内に審査の裁定がないときは、審査の請求を斥ける旨の裁定があつたものとみなすことができる。
審査の請求があつても、審査に係る手続その他の行為の執行は、これを停止しない。但し、行政庁は、職権により又は関係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。
審査の裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。
第三編中「第一章 特別市」を「第一章 削除」に改め、第二百六十四條から第二百八十條までを次のように改める。
第二百六十四條乃至第二百八十條 削除
第二百八十一條第二項第六号中「及び公共便所」を「公衆便所及び公衆用ごみ容器」に改める。
第二百八十四條第一項中「並びに特別市」、「特別市」及び「及び特別市」を削る。
第二百八十六條第一項中「及び特別市」を削る。
第二百八十七條第三項中「及び第二百八十一條第二項」を「第二百八十一條第二項及び第二百八十六條第二項」に、「第二百七十八條又は第二百八十三條において」を「これらの規定を」に改める。

第二百九十二條中「及び特別市」を削る。
第二百九十四條第一項中「並びに特別市」を削る。
第二百九十五條中「市町村及び特別区の財産区にあつては都道府県知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長を都道府県知事に、若しくは特別区又は特別市を又は特別区」に改める。
第二百九十六條の二第一項中「並びに特別市」を削る。
第二百九十六條の三第一項及び第二項並びに第二百九十六條の四第二項中「並びに特別市の市長」を削る。
第二百九十六條の五第一項から第三項まで及び第五項中「特別市若しくは」を削る。
第二百九十六條の六第一項中「特別市の市長」を削り、同条第二項中「特別市」を削る。
附則第四條に次の一項を加える。
附則第四條 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労働事務所を置くことができる。
附則第七條を次のように改める。
第七條 都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下本条中「退職年金条例」という。)の規定の適用を受ける職員(都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。)中政令で定める者(以下本条中「都道府県の職員」という。)であつた者が恩給法第十九條に規定する公務員(同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。)となつた場合

において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員としての在職年数、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に推算する。但し、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員としての在職年数以外の都道府県の職員としての在職年数は、この限りでない。

都道府県の職員が引き続いて公務員となつた場合については前項の規定を適用するときは、恩給法第二条第一項に規定する一時恩給又は一時扶助料に関する同法の規定の適用又は準用については、これを動議とみなす。

前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則第十条第一項中「及び特別市」を削り、同条第三項中「特別市にあつては市長の定める局部」を削る。

附則第十三条中「若しくは特別市の市長」を削る。

附則第十四条中「特別市」を削る。

附則第十六条第一項を削り、同条第二項中「特別市及び第五百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」に改める。

別表第一第一号の二中「特定地域に指定された都府県に限る。」を削る。

別表第一第一号の三を第一号の五とし、第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の定めるところにより、国の機関が当該都道府県の区域において行う国土調査の実施方法について意見を述べること。

一の四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。

別表第一第五号中「ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、」を「市町村に対し、市町村が行うねずみ族、こん虫等の駆除に關し、計画の樹立、実地の指導その他必要な措置を講じ」に改める。

別表第一第六号中「費用の二分の一を負担し」の下に「物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行い、」を加える。

別表第一第七号を次のように改める。

七 らい、予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）の定めるところにより、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと。

別表第一第七号の次に次の一号を加える。

七の二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の定めるところにより、市町村が支弁した予防接種のための費用の一部を支出すること。

別表第一第九号を次のように改める。

九 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに汚物取扱業の許可に關する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。

（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第一第十四号の二を削る。

別表第一第十七号中「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）」の下に「及びこれに基く政令」を加える。

別表第二十号中「費用の一部を負担すること」を「費用の一部を負担し、並びに育成医療の給付若しくは補装具の交付等を受け、児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないとき当該費用を負担すること」に改める。

別表第二十二号を次のように改める。

二十二 急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三十五号）の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。

別表第二十二号の次に次の四号を加える。

二十二の二 畑田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

二十二の三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。

二十二の四 畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

二十二の五 特殊土及び、地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の定めるところにより、特殊土及び、地帯対策事業計画に基く事業を実施すること。

別表第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号）の定めるところにより、主務大臣の定める有畜農家創設基準に従い有畜農家創設計画を定めること。

別表第二十五号中「瀨の検定施設を設け、」を削る。

別表第二十六号を次のように改める。

二十六 漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の指定を受けて漁港の維持管理を行うこと。

別表第二十八号を削る。

別表第二十八号の二中「都道府県道の管理を行うこと」を「都道府県道の路線を認定し、その管理を行うこと」に改め、同号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の二 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の定めるところにより、日本住宅公団が定める当該都道府県の区域内における住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。

別表第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）の定めるところにより、学校図書館を設置すること。

二十九の三 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に關する法律（昭和二十九年法律第一百四十四号）の定めるところにより、その区域内に住所を有する学齢児童生徒の盲学校、ろう学校又は養護学校への就学のため必要な経費のうち教科用圖書の購入費、学校給養費等の全部又は一部を支弁すること。

別表第一第三十号を次のように改める。

三十 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)の定めるところにより、必要に応じてへき地学校に勤務する教員の養成施設を設置し、及びへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導を行うこと。

別表第一第三十二号中「指定を受けて」の下に「重要文化財、重要民俗資料及び」を加える。

別表第一第三十三号中「昭和二十三年法律第三十五号」を削る。

別表第一に次の一号を加える。

三十八 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)及びこれに基く政令の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行うこと。

別表第二第一号(二)を削る。

別表第二第一号(一)の二中「負担すること」を「負担し、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと」に改め、同号(一)の二を(二)とする。

別表第二第一号(三)を次のように改める。

(三) 削除

別表第二第一号(五)中「都道府県道」を「その区域内に存する都道府県道」に、「第五百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第二第二号(二)の次に次のように加える。

(二)の三 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二十四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村職員共済組合に対し、組合員である市町村職員の掛金及び市町村負担金を払い込み、組合員である市町村職員の異動、給与等に関して報告する等市町村職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行うこと。

(二)の四 離島振興法の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。

別表第二第二号(七)を次のように改める。

(七) 伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、清潔方法及び消毒方法を施行し、予防上必要な医師その他の人員を雇い入れ、予防上必要な器具、薬品その他の物件を設備し、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、家用水の使用の停止期間中家用水を供給し、並びに伝染病が流行し、又は流行のおそれがあるときは、伝染病予防委員会を設置し、臨時にねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに関する施設を行うこと。

別表第二第二号(八)を次のように改める。

(八) 削除

別表第二第二号(十)中「寄生虫病予防法」の下に「昭和六年法律第五十九号」を加える。

別表第二第二号中(十)の二を削り、(十一)を次のように改める。

(十一) 清掃法の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損壊しおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。

別表第二第二号中(十一)の二を削り、(十二)を次のように改める。

(十二) 削除

別表第二第二号(十五)中「児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された」を「児童福祉施設に入所した」に改める。

別表第二第二号(十七)中「及びこれに基く政令」を削る。

別表第二第二号(十八)を次のように改める。

(十八) 削除

別表第二第二号(二十)を次のように改める。

(二十) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。

別表第二第二号(二十)の次に次のように加える。

(二十)の二 稲田単作地域農業改良促進法の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

(二十)の三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。

(二十)の四 如地農業改良促進法の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

別表第二第二号(二十一)を次のように改める。

(二十一) 特殊土じより地帯災害防除及び振興臨時措置法の定めるところにより、特殊土じより地帯対策事業計画に基く事業を実施すること。

別表第二第二号(二十四)を次のように改める。

(二十四) 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣又は都道府県知事の指定を受けて漁港の維持管理を行うこと。

別表第二第二号(二十五)を削る。

別表第二第二号(二十五)の二中「銀害復旧事業団の請求によりその徴収金の滞納処分を行い」を削り、同号中(二十五)の二を(二十五)とする。

別表第二第二号(二十六)の二中「市町村道の管理を行うこと」を「市町村道の路線を認定し、その管理を行うこと」に改める。

別表第二第二号(二十六)の二の次に次のように加える。

(二十六)の三 日本住宅公団法の定めるところにより、日本住宅公団が定める当該市町村の区域内における住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十七)の次に次のように加える。

(二十七)の二 学校図書館法の定めるところにより、学校図書館を設置すること。

別表第二第二号(二十八)を次のように改める。

(二十八) へき地教育振興法の定めるところにより、へき地における教育の内容を充実するために必要な措置を講じ、へき地学校に勤務する教職員のための福利厚生に必要な措置を講じ、並びに体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設をへき地学校に設けること。

別表第二第二号(二十九の二)中「指定を受けて」の下に、「重要文化財、重要民俗資料及び」を加え、同号中二十九の二を二十九の三とし、二十九の次に次のように加える。

(二十九の二) 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の定めるところにより、青年学級を開設すること。

別表第三第一号(一)中(大正十二年法律第四十八号)を削る。

別表第三第一号(三)の二中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第十八条第三項及び第五項に規定する請求の受理、当該請求に係る被害の調査並びに同条第三項の補償金の支払に關する事務並びに」を削り、「駐留軍労働者」を「駐留軍等労働者」に改める。

別表第三第一号(三)の三「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)」の下に「及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に關する法律(昭和十九年法律第四百十八号)」を加える。

別表第三第一号(三)の次に次のように加える。

(三)の四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用

させるための漁船の操業制限等に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に關する法律の定めるところにより、漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

(三)の五 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

(三)の六 公職選挙法及びこれに基く政令の定めるところにより、国庫に帰属した寄附物件を保管者から収納し、領収証書を当該保管者に交付すること。

別表第三第一号(四)中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

別表第三第一号(四)の次に次のように加える。

(四)の三 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体について、財政再建計画の実施の状況を監査し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五)中「試験を実施し、及びその登録に關する事務を行うこと。」を試験、登録、業務の停止等に關する事務を行い、及び職員をして行政書士の事務所又は出張所に立入検査させること。に改める。

(五)の三 市町村職員共済組合法及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村職員共済組合から必要な報告を求め、又は職員をして業務の状況若しくは書類帳簿等を検査させ、及び組合の保健給付に係る療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該医療機関の病院等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五)の次に次のように加える。

(五)の四 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行い、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の出動を要請し、天災地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請し、自衛隊の防衛出動が命ぜられた場合に防衛庁長官等の要請に基き、病院、診療所等の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の

保管を命じ、若しくは物資を収用し、又は医療、土木建築工事若しくは輸送を業とする者に対して防衛庁長官等の指定した業務に従事することを命じ、及び自衛隊の行方訓練のため水面を使用する必要がある場合に漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付する等の事務を行うこと。

(五)の五 国土調査法の定めるところにより、市町村又は土地改良区等が作成する土地分類調査、水調査又は地籍調査の計画及び作業規程を審査してこれらの調査を国土調査として指定し、その成果を認証し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供する等の事務を行うこと。

(五)の六 離島振興法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の指定があつた場合に、当該地域について離島振興計画を作成して主務大臣に報告し、及び主務大臣が毎年度離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成するとき意見を述べること。

別表第三第一号(八)の二「代表者等に対し貯蓄に關し報告をさせ、」を「代表者等から必要な報告を求め、」に改める。

別表第三第一号(九)中「国立公園法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「主務大臣の委任を受けて」を削る。

別表第三第一号(十)中「事務を行うこと。」を「事務を行い、並びに温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者から必要な報告を求め、又は職員をして温泉の利用施設に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(十一)中「優生保護法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「受胎調節の実地指導を行うことができる者を指定し、」を「受胎調節の実地指導を行うことができる者の指定に關する事務を行い、」に改める。

別表第三第一号(十二)中「又はその」を「若しくは覚せい剤、麻薬若しくはあへんの慢性中毒者又はそれらの」に改める。

別表第三第一号(十二)の二「栄養指導員」を「職員」に「立ち入り、特殊栄養食品を検査させ、又は収去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号(十三)中「栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「栄養士の免許」を「栄養士の免許等」に改める。

別表第三第一号(十四)中「伝染病予防法の定めるところにより、」を「伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、予防方法を施行する必要があると認める伝染病が発生したときはその旨を主務大臣に報告し、」に改め、「伝染病予防上必要と認める」を削り、「使用制限等の措置」を「使用制限等予防上必要な措置」に改める。

別表第三第一号十五中「結核菌に汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行い、」を「及び結核菌に汚染した物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させる等予防上必要な措置を講じ、」に改める。

別表第三第一号十六を次のように改める。

(十六) らい、予防法の定めるところにより、患者等に関する医師の届出を受理し、医師を指定して患者等について診察を行わせ、患者等を国立療養所に入所させ、特定業務への患者の従業を禁止し、並びに汚染場所及び汚染物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入調査させる等予防上必要な措置を講じ、並びに患者及びその同伴者に対する一時救護等を行うこと。

別表第三第一号十七中「検診、従業禁止」を「及び検診、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号十八中「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）」を「予防接種法及びこれに基く政令」に改める。

別表第三第一号十九中「事務を行うこと。」を「事務を行い、並びに患者若しくはその保護者から必要な報告を求め、又は職員をして患者等の住所等に立入調査させる等性病の治療及び予防上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号二十の次に次のように加える。

(二十の二) 清掃法の定めるところにより、特別清掃地域の除外区域を指定し、尿浄化を命ずるを設けようとする者からその旨の届出を受理し、並びに尿浄化を命ずる又は尿浄化を命ずるによる尿の処理が不完全であると認められる場合にその管理者に対して当該施設の使用禁止、当該施設による尿の処理方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、及び職員をして尿浄化を命ずる又は尿浄化を命ずるによる土地又は建物に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号二十一「並びに」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号二十二「及び」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号二十三「及び」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号二十四を次のように改める。

(二十四) 理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、理容師又は美容師の試験、養成施設及び免許に関する事務を行い、理容師又は美容師について健康診断を実施し、理容所又は美容所の開設に関する届出を受理し、及びその構造

設備について検査し、理容又は美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして理容所又は美容所に立入検査させること。

別表第三第一号二十五中「試験及び免許」を「試験、免許及び登録」に改め、「事務を行い、」の下に「クリーニング所において講ずべき措置を定め、及び営業者に対して必要な措置を講ずべき旨を命じ、」を「健康診断を実施し、」の下に「及び営業の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、」を加える。

別表第三第一号二十六中「及び職員をして」を「墓地等の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止を命じ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求め、又は職員をして」に改める。

別表第三第一号二十七中「水道条例の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて」を「水道条例（明治二十三年法律第九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、」に改める。

別表第三第一号二十八中「食品衛生法の定めるところにより、」を「食品衛生法及びこれに基く政令の定めるところにより、販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の製品について必要な検査を行い、これに合格したもの」にその旨の標示をし、に改め、「営業等の許可」の下に「営業の停止」を加え、「必要な場合には、営業者等から報告を」営業者等から必要な報告に、「臨検させ、

営業上使用する食品等を検査させ、」を「臨検検査させ、」に、「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。」を「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講じ、職員をして営業の施設等について監視又は指導を行わせ、並びに中毒した患者又はその疑のある者について報告を受理し、及びこれを主務大臣に報告すること。」に改める。

別表第三第一号二十八の二を削る。

別表第三第一号二十九を次のように改める。

(二十九) と畜場法（昭和二十八年法律百十四号）の定めるところにより、と畜場の設置を許可し、と畜場使用料及びと畜解体料の額を認可し、及び獣畜のと殺又は解体の検査を行い、その結果獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき等に当該獣畜のと殺又は解体を禁止する等の措置を講じ、並びにと畜場の設置者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてと畜場に立入検査させ、及び当該と畜場の構造設備が基準に合致しなくなったとき等にと畜場の設置の許可を取り消し、設置者等に対してと畜場の施設の使用の制限又は停止を命ずる等の処分をすること。

別表第三第一号三十を次のように改める。

三十 へい、獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律百四十

号）の定めるところにより、へい獣取扱場又は化製場等の設立の許可に関する事務を行い、及びへい獣処理場の所有者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてへい獣処理場等に立入検査させ、並びにへい獣処理場以外の施設又は区域におけるへい獣の処理を許可すること。

別表第三第一号三十一中「狂犬病予防員を職員に、」を「大のけい留を命じ、」を「大のけい留を命じ、けい留されたいない大を棄殺せ、」に、「並びに大の移動を制限する等」を「大の移動を制限し、並びに大の抑留所を設置して職員に管理させる等」に改める。

別表第三第一号三十二中「又は助産所の開設者又は管理者について報告を求め、職員をして」を「若しくは助産所の開設者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をして病院、診療所若しくは助産所の」に改め、「設立の認可」の下に「業務の停止」を加える。

別表第三第一号三十四中「免許」を「免許及び業務の停止」に、「及び」を「並びに」に改める。

別表第三第一号三十五中「試験及び免許」を「試験、免許及び業務の停止」に、「並びに施術者等について」を「及び施術者の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造を命じ、並びに施術者から」に改める。

別表第三第一号三十六中「免許等」を「試験、免許、業務の停止等」に改める。

別表第三第一号(三十六)の次に次のように加える。

(三十六)の二 齒科技工法(昭和三十年法律第六十八号)の定めるところにより、齒科技工士の試験及び免許に関する事務を行い、齒科技工所の開設に関する届出を受理し、齒科技工所の構造設備の改善及びその使用の禁止を命じ、並びに齒科技工所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして齒科技工所に立入検査させること。

別表第三第一号(三十七)中「試験及び免許」を「試験、免許、登録及び業務の停止」に改める。

別表第三第一号(三十八)を次のように改める。

(三十八) 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)及びこれに基き政令の定めるところにより、死体解剖に關して相當の學識技能を有する旨の認定を受けた者について認定の取消の処分を適當と認める場合にその旨を主務大臣に申し出、認定を受けた者の名簿を作成し、監察医をして死因不明の死体を検案させ、又は解剖させ、及び死体の保存を許可する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(三十九)中「藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)の下に「及びこれに基き政令」を、「設備の改善」の下に「及び業務の停止」を加え、「立入検査させる等公衆衛生上必要な藥事に関する措置」を「立入検査させ、並びに薬剤師等について

て免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等衛生上必要な措置」に改める。

別表第三第一号(四十)を次のように改める。

(四十) 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の定めるところにより、覚せい剤施用機関、覚せい剤原料取扱者等の指定及び業務の停止に關する事務等を行い、並びに覚せい剤製造業者若しくは覚せい剤施用機関の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして覚せい剤製造所等に立入検査させ、並びに覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者について指定の取消又は業務等の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等覚せい剤の取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十一)中「登録を「登録及び業務の停止」に、「毒物劇物営業者又は毒物若しくは劇物を業務上取り扱う者について検査し、又は質問する」を「毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は職員をして製造所等に立入検査させ、並びに毒物又は劇物の製造業者等について登録の取消又は業務の停止等の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する」に改める。

別表第三第一号(四十一)の二を次のように改める。

(四十一)の二 大麻取締法(昭和二十

三年法律第二百四号)の定めるところにより、大麻取扱者の免許及び登録に關する事務を行い、大麻の栽培地外への持出しを許可し、大麻取扱者の業務に關する報告を受理し、並びに職員をして栽培地等に立入検査させる等大麻の取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十二)中「及び共同募金の設立の認可」及び「災害復旧のための」を削り、「その事業又は会計の状況に關し報告を徴し、予算又は役員について必要な報告をし、」を「必要な報告を徴し、予算の変更又は役員の変更を命ずる等監督上必要な措置を講じ、」に改める。

別表第三第一号(四十二)の次に次のように加える。

(四十二)の二 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の定めるところにより、日本赤十字社が行う臨時の寄附金募集について許可すること。

別表第三第一号(四十三)中「その医療費を審査し、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(四十五)中「必要な措置を講じ、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(四十七)中「組合員の請求に基き」を「消費生活協同組合

から必要な報告を徴し、」に、「検査する等の事務を行うこと」を「検査する等監督上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第三第一号(四十九)中「(北海道知事に限る)」を削る。

別表第三第一号(五十)中「児童福祉法」の下に「及びこれに基き政令」を加え、「身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」を削り、「母子手帳を交付し、」の下に「身体に障害のある児童に対して育成医療の給付を行い、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」を加え、「里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させる等」を「児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託する等」に、「職員」を「職員等」に改め、「児童福祉事業を行う施設」の届出に關する事務及び「を削り、」又は委託された児童等に要する費用等の徴収につき「を若しくは里親に委託された児童等又は育成医療の給付を受け、若しくは補装具の交付等を受けた児童に要する費用の徴収について」に改め、「負担能力を認定し、」の下に「及び保母試験に關する事務を行い、」を加える。

別表第三第一号(五十一)中「健康保険法」を「健康保険法(大正十一年法

について検査させ、又は肥料若しくはその原料を取去させる等の事務を行うこと。」を「及び肥料の生産業者、輸入業者若しくは販売業者等から必要な報告を徴し、又は職員をして事業場等に立入検査させる等肥料の取締上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号六十五中「防除計画を作成し、」の下に「及び」を加え、「報告し、並びに主務大臣の委任を受けて地方公共団体、農業者の組織する団体等に対する補助金の交付及び報告の徴取に関する事務を行うこと。」を「報告すること。」に改める。

別表第三第一号六十五の二中「耕土培養計画」を「耕土培養事業計画」に改める。

別表第三第一号六十七中「農業災害補償法」の下に「昭和二十二年法律第八十五号」を加え、「共済団体の業務又は会計の検査その他の監督に関する事務を行うこと。」を「共済団体から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号六十八中「農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「その業務又は会計」を「農業協同組合又は都道府県農業協同組合中央会から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況」に改める。

別表第三第一号六十九中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）」に改め、「承認し、」の下に「これを

公告し、」を加え、「市町村の境界の変更の場合の農業委員会の特例を告示し、」を削り、「その他必要な協力をすること。」を「その他必要な協力をし、並びに代表者会議を招集し、その意見を都道府県農業会議に答申すべきことを求め、都道府県農業会議から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号七十の次に次のように加える。

七十の二 自作農維持創設資金金融（昭和三十年法律第六十五号）の定めるところにより、農業者が農林漁業金融公庫から資金の貸付を受けることにつき認定すること。

別表第三第一号七十一中「又は数人が共同して行う」を「又は共同の数人若しくは市町村が行う」に改め、「交換分合計画等を認可し、」の下に「主務大臣の命を受けて国営土地改良事業の工事の一部を行い、」を加える。

別表第三第一号七十二の次に次のように加える。

七十二の二 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）及びこれに基く政令の定めるところにより、開拓農業協同組合の指定に関する事務を行い、都道府県開拓融資保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の記載事項のうち保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度並びに保証契約の締結及び変更に関する事項に係

るものの変更について認可し、並びに必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号七十三中「免許及び登録を」を「免許、登録及び業務の停止」に改める。

別表第三第一号七十三の次に次のように加える。

七十三の二 酪農振興法（昭和二十九年法律第八十二号）の定めるところにより、酪農振興計画を定め、集約酪農地域の指定を主務大臣に申請する等の事務を行い、酪農振興計画に基づき毎年度市町村別の自給飼料増産計画を定め、酪農事業施設の設置及び変更を承認し、生乳等取引契約に関する紛争についてあつせん委員をしてあつせんを行わせ、並びに生乳の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査をさせる等監督上必要な措置を講ずること。

七十三の三 養ほり振興法（昭和三十年法律第八十号）の定めるところにより、養ほり業者の氏名、住所等の届出を受理し、及び他の都道府県の区域からの転飼を許可すること。

別表第三第一号七十四中「家畜人工授精所等について地方種畜検査委員をしてその構造、設備等を検査させ、又は種畜の精液を取去させる」を「種畜の飼養者等から必要な報告を求め、又は職員をして家畜人工授精所等に立入検査させる」に改め、

「免許」の下に「及び業務の停止」を加え、「及び」を並びにに改め、「開設の許可」の下に「及び使用の停止」を加える。

別表第三第一号七十五中「並びに牧野の害虫の駆除の指示をする」を「牧野の害虫の駆除を指示し、並びに牧野の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして認可した牧野管理規程のある牧野若しくは保護牧野に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号七十六中「取締を行い、蚕糸業を営もうとする者」を「取締及び桑苗の検査を行い、生繭売買業者又は蚕糸業を営もうとする者」に、「蚕糸業者若しくは蚕糸業会等に対してその業務等について報告させ、又はこれらの者を検査すること。」を「蚕糸業者若しくは蚕糸業会等から必要な報告を求め、又は帳簿等を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号七十六の二中「事業に関する報告を求め、又は職員をして事務所等を臨検検査させること。」を「必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号七十七中「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「家畜の所有者に家畜の検査、注射等を命ずる」を「家畜の所有者に対して家畜の検査、注射等を受けるべきことを命じ、及び動物の所有者等から必要な報告を求め

る」に改める。

別表第三第一号七十八中「定めるところにより、」の下に「職員をして獣医師の診療簿及び検査簿を検査させ、」を加える。

別表第三第一号七十九中「装蹄師の氏名、住所等の届出の經由連達をする」を「装蹄師の免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。」に改める。

別表第三第一号八十中「報告させ、又は書類及び帳簿の検査を行い、」を「報告を求め、又は書類及び帳簿を検査し、」に、「報告すること。」を「報告する等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号八十一の次に次のように加える。

八十一の二 食糧緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十六号）の定めるところにより、主要食糧の取用に関する事務を行うこと。

別表第三第一号八十二中「農業倉庫業者についてその業務の執行若しくは財産の状況を検査し、又は事業の停止を命ずる」を「農業倉庫業者から必要な報告を求め、業務の執行又は財産の状況を検査する」に改める。

別表第三第一号八十三中「これらについて業務又は会計」を「必要な報告を徴し、業務又は会計の状況」に改める。

びこれに基く政令の定めるところにより、保険契約の締結、損害の現地調査等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号八十六中「森林害虫防除員をして森林又は貯水場等に立ち入らせ、若しくは検査させ、又は樹皮を収去させる」を「職員をして森林又は貯水場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十七中「立ち入り、狩猟者等の所持する鳥獣等を検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十八中「漁業法」の下に「昭和二十四年法律第二百六十七号」を加え、「職員をして漁場を検査させる」を「報告を求め、又は職員をして漁場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十八の二を削る。

別表第三第一号八十九中「これらについて」を「水産業協同組合若しくは水産業協同組合共済会から必要な報告を求め」に改める。

別表第三第一号八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。

八十九の二 中小漁業融資保証法

(昭和二十七年法律第三百四十六号) 及びこれに基く政令の定めるところにより、漁業信用基金協会等から必要な報告を求め、業務又は財産の状況を調査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十中「並びにその業務若しくは財産の状況について報告を求め、又はこれらについて検査し、及び総会又は総代会の議決等を取り消す」を「及び漁船保険組合から必要な報告を求め、業務又は会計の状況を調査する」に改める。

別表第三第一号九十一中「立ち入らせ、又は漁船等を検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十二中「昭和二十五年法律第三百三十七号」を削り、「主務大臣の委任を受けて」を「漁港修築事業の施行者に対して」を「漁港修築事業の施行方法に関する必要な事項を指示し」に、「指定し、及び漁港管理計画又は漁港管理規程の設定等を認可し、並びに漁港修築事業の施行者若しくは漁港管理者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等漁港の保全上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第三第一号九十三中「事務を行うこと」を「事務を行い、並びに水産資源の保護増進のために必要な規則を定め、又は水産資源の調査のため必要がある場合に漁業を営み若しくはこれに従事する者から報告を求めること」に改める。

別表第三第一号九十三の二の次に次のように加える。

九十三の三 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百三十三号)の定めるところにより、主務大臣が商工会議所の業務の一部の停止又は設立認可の取消の処分を

する場合に意見を述べること。

別表第三第一号九十四中「職員をして計量器の製造業者等についてその工場等に立ち入らせ、又は商品を取去させる」を「計量器の製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十四の次に次のように加える。

九十四の二 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百五十五号)の定めるところにより、銃銃等の製造又は販売の事業、工場の移転の許可に関する事務を行い、並びに銃銃等の製造設備及び保管設備について修理若しくは改造を命じ、銃銃等製造事業者若しくは銃銃等販売事業者から必要な報告を徴し、又は職員をして事業場に立入検査させる等取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十五中「火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の下に」及びこれに基く政令を加え、「立ち入らせ、又は火薬類を取去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十六中「職員をして製造業者の工場等に立ち入らせ、又は商品を取去させる」を「高圧ガスの製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十七を次のように改める。

九十七 削除

別表第三第一号九十七の二中「農地又は農業用施設の復旧工事に関し

て報告を徴し、又は職員をして立入検査させる」を「鉱業権者等から必要な報告を徴し、又は職員をして石炭鉱業の事業場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十七の三「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に、「公益事業者」を「電気事業者」に改める。

別表第三第一号九十七の四を九十七の五とし、九十七の三の次に次のように加える。

九十七の四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 及びこれに基く政令の定めるところにより、ガス事業者が測量等のため他人の土地に立ち入ることを許可し、ガス事業者が行う導管の設備又は保守のための植物の伐採等及びこれに伴う損失の補償又は土地の立入に伴う損失の補償について当事者間に協議がととのわないとき、又は協議することができないときに裁定し、並びにガス事業者に対して導管の修理等を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十八を次のように改める。

九十八 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の定めるところにより、中小企業等協同組合又は都道府県中小企業協同組合中央会の設立、定数の変更及び中小企業等協同組合の合併を認可し、並び

に中小企業等協同組合又は都道府県中小企業等協同組合中央会から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を調査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十九中「都道府県の区域内における信用協同組合の事業、定款の変更」を「信用協同組合等の」に、「業務に関する報告を徴し、監査書その他の書類帳簿の提出を命じ、又は職員をしてその業務又は財産の状況を調査させる等信用協同組合の監督」を「信用協同組合等から必要な報告、監査書その他の書類帳簿の提出を求め、業務又は財産の状況を調査する等監督」に改める。

別表第三第一号百から百二までを次のように改める。

(百) 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号) 及びこれに基く政令の定めるところにより、信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、及び信用保証協会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

(百一) 中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号) 及びこれに基く政令の定めるところにより、指定業種に属する事業を営む者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事業所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、及び調整規程又は総合調整計画の実施に関して主務大臣に意見を述べること。

百一の一 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）及びこれに基く政令の定めるところにより、貸金業の届出を受理し、貸金業を行う者から必要な報告を徴し、又は職員をして貸金業を行う者の営業所等に立入調査させる等取締上必要な措置を講ずること。

百二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車運送事業について、事業計画の変更の認可、事業用自動車の貸渡及び事業の休止の許可等の事務を行い、自動車道事業について、工事施行の認可申請期間等の伸長、工事方法の変更等の認可、事業の休止の許可等の事務を行い、有償で自家用自動車を運送の用に供したとき等に自家用自動車の使用を制限し、又は禁止し、及び主務大臣又は陸運局長が自動車運送事業用自動車又は自家用自動車の使用を禁止したときに自動車登録番号を領し、並びに一般自動車道に関する測量等のための自動車道事業者の他人の土地への立入又は他人の土地の一時使用の許可に関する事務等を行うこと。

別表第三第一号百三の三中「邦人旅行あつた旋業者の登録」を「邦人旅行あつた旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつた旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは

は登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつた旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつた旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号百四の四中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号百五の次に次のように加える。

百五の二 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、総トン数二十トン未満の日本船舶の船籍及び小型漁船の積載の測定に関する事務を行うこと。

別表第三第一号百七を次のように改める。

百七 軌道法（大正十年法律第七十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、軌道における工事の工事方法の変更、使用期間が六月をこえない仮線の敷設の工事、軌道経営者の運輸の開始、運転速度及び度数の決定等を認可し、並びに軌道経営者から書類帳簿等の提出を求め、又は職員をして軌道事業の状況若しくは会計等の状況を監査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百八中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに関する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等に関する事務を行うこと。」を「土地所有者等に対する通知を行い、並びに義務者が土地等の引

渡等の義務を履行しない場合に代執行をする等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号百八の次に次のように加える。

百八の二 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の定めるところにより、日本電信電話公社が公衆電気通信業務の用に供する線路を設置するための他人の土地等の使用を認可し、その土地等の使用について協議をすることができず、又は協議がとれないときに裁定し、及び線路に関する工事の施行のための他人の土地等の一時使用、線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入、伐採等による損失の補償について当事者間に協議をすることができず、又は協議がとれないときに裁定し、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が敷設する水底線路を保護するため必要があるときに保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号百九中「建設業の登録」を「建設業者の登録、営業の停止」に、「及び建設業者についてその財産若しくは工事施行の状況等の報告」を「並びに建設業者に対して必要な指示等をし、若しくは必要な報告」に、「立ち入らせ、若しくは検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号百十二の次に次のように加える。

百十二の二 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の定めるところにより、水害予防組合又は水害予防組合連合の規約の設定又は改正の許可、水害予防組合又は水害予防組合連合の廃止等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号百十五中「道府県の路線を認定し」を削り、「第二百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第三第一号百十六及び百十七を次のように改める。

百十六 都市計画法（大正八年法律第三十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の指定により都市計画事業を執行し、及び特許を受けた者が行い都市計画事業の設計を認可する等の事務を行うこと。

百十七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の設立及び定款の変更、市町村又は市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画、個人施行者等の施行する土地区画整理事

業の換地計画等を認可し、土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等を許可し、個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求め、事業又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講じ、並びに土地区画整理組合等のしつた処分に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

別表第三第一号百十八中「貸家組合及び同連合会並びに貸家組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。」を「貸家組合若しくは貸家組合連合会又は貸家組合若しくは貸家組合連合会について、設立及び定款の変更を認可し、並びに必要な報告を求め、又は職員をして貸家その他の場所に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号百十九の二中「宅地建物取引業者の登録」の下に「及び業務の停止」を加え、「又は業務の停止を命じ、登録を取り消す等の処分を行い、及びその業務について」を「並びに宅地建物取引業者から」に改める。

別表第三第一号百二十一中「及び建築協定を認可し、及び建築物の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号百二十二中「並びにその免許及び登録等に関する事務を行うこと。」を「その免許及び登録並びに建築士事務所の登録等に関する事務を行い、並びに建築士事務所

の開設者若しくはこれを管理する建築士から必要な報告を求め、又は職員をして建築士事務所に入立検査させること。」に改める。

別表第三第一号百二十二の二中「建設大臣」を「防衛住宅の建設の状況等について主務大臣」に改める。
別表第三第一号百二十三を次のように改める。

百二十三 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県知事の登録を受けた建設業者の申請に係る建設機械に対する記号の打刻又は検認に関する事務を行うこと。

別表第三第一号百二十四中「私立大学以外の私立学校の教科用圖書の検定を行い（但し、当分の間、主務大臣が行う。）」を削る。
別表第三第一号百二十四の次に次のように加える。

百二十四の二 学校教育法及びこれに基づく政令の定めるところにより、私立の学校（大学を除く。）について学期を定め、及び私立の学校（大学を除く。）が廃止されたとき必要な書類を保存すること。

別表第三第一号百二十五の次に次のように加える。

百二十五の二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五十七号）の定めるところにより、私立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持

持させる等の教育を行うことの教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第三第一号百二十六の次に次のように加える。

百二十六の二 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、私立の高等学校に係る補助金交付申請書を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が学校法人に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号に次のように加える。
百二十八 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、国が私立の小学校等の設置者に対して交付する学校給食の開設に必要な施設又は設備の補助金の交付、返還等に関する事務を行い、及び私立の小学校等の学校給食の実施の状況を調査し、又は必要な報告を求めること。

別表第三第二号一中「都道府県内のすべての学校の教科用圖書の検定を行い（但し、当分の間、主務大臣が行う。）」を削り、「教育長代理を任命し、並びに教育委員会が設置されていらない市町村の教育に関する事務を所管すること。」を「教育長代理を任命すること。」に改める。

別表第三第二号二中「学校教育法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行うこと。」に改め、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三）を次のように改める。
（三）教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の定めるところにより、市町村立学校の教育公務員並びに市町村教育委員会の教育長及び専門的教育職員の採用志願者名簿を作成すること。

別表第三第二号四中「並びに教育長及び指導主事」を削る。
別表第三第二号四の次に次のように加える。

四の二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の定めるところにより、都道府県立の義務教育諸学校（都にあつては、特別区立の義務教育諸学校を含む。）に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させる等の教育を行うことの教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第三第二号五の次に次のように加える。
五の二 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三十三号）

及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村の教育委員会から送付された教材費国庫負担金の額の算定に用いる資料を調査し、意見をつけて主務大臣に送付すること。

五の三 公立学校施設費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る負担金交付申請書を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する負担金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

五の四 危険校舎改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

五の五 へき地教育振興法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

六の二 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村立の高等学校に係る補助金交付申請書を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

六の三 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

六の四 学校図書館法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る負担金交付申請書を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

六の五 へき地教育振興法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

六の六 青年学級振興法の定めるところにより、青年学級の開設

別表第三第二号七中「届出を受理し、」の下に「及び公民館の事業又は行為の停止を命ずべきことを市町村の教育委員会に対して勧告する等の事務を行い、」を加える。
別表第三第二号七の次に次のように加える。

七の二 青年学級振興法の定めるところにより、青年学級の開設

設、廃止又は終了の報告に關し必要な事項について教育委員会規則を制定し、及び主務大臣の求めに応じて、青年学級の開設、廃止又は終了に關して報告する等の事務を行うこと。

別表第三第二号(九)中「地方公共団体、日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人の設置する」を削る。

別表第三第二号(十一)中「重要文化財」の下に「及び重要民俗資料」を加える。

別表第三第二号(十三)の次に次のように加える。

(十三)の二 学校給食法及びこれに基く政令の定めるところにより、国が市町村に対して交付する学校給食の開設に必要な施設又は設備の補助金の交付、返還等に関する事務を行い、及び公立の小学校等の学校給食の実施の状況を調査し、又は必要な報告を求めること。

別表第三第四号中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

別表第三第四号中「風俗営業を営もうとする者の許可」の下に「及び営業の停止」を加える。

別表第三第四号(二)中「定を」との下に「警察官たる司法警察員についての指定を」とを加える。

別表第三第四号(四)中「質屋営業の許可」の下に「及び営業の停止」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第三第四号(五)中「市場主になろうとする者の許可」の下に「及び営業の停止」を加える。

別表第三第四号(六)中「道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)」を「道路交通取締法及びこれに基く政令」に改め、「危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行い、並びに」を削る。

別表第四第一号(一)中「栄養指導員」を「職員」に、「立ち入り、特殊栄養食品を検査させ、又は取去させる」を「立ち入らせさせる」に改める。

別表第四第一号(一)の二中「停止等を命ずること」を「停止等を命ずる等予防に必要な措置を講ずること」に改める。

別表第四第一号(二)中「汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行うこと」を「結核菌に汚染した物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立ち入らせさせる等予防に必要な措置を講ずること」に改める。

別表第四第一号(三)を次のように改める。

(三) 削除

別表第四第一号(五)中「並びに」を「及び」に、「治療を受け、又は入院すべきことを命ずる等の事務を行うこと」を「治療を受けるべきことを命ずる等の事務を行い、並びに患者若しくはその保護者から必要な報告を求め、又は職員をして患者等の住所等に立ち入らせさせる等性病の治療及び予防に必要な措置を講ずること」に改める。

別表第四第一号(六)中「健康診断等」を「健康診断、寄生虫病伝播の媒介となる物件の処分等」に改める。

別表第四第一号(六)の次に次のように加える。

(六)の二 清掃法の定めるところにより、し尿浄化を設けようとする者からその旨の届出を受け受理し、並びにし尿浄化をうけ又はし尿消化をうけるし尿の処理が不完全であると認める場合にその管理者に対して当該施設の使用禁止、当該施設によるし尿の処理方法を改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、及び職員をしてし尿浄化をうけ又はし尿消化をうける土地又は建物に立ち入らせさせる等監督上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(七)中「旅館業法の定めるところにより、」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第四第一号(八)中「興行場法の定めるところにより、」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加え、「興行場」を「営業の施設」に改める。

別表第四第一号(九)中「公衆浴場法の定めるところにより、」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加え、「公衆浴場」を「営業の施設」に改める。

別表第四第一号(十)中「理容師美容師法の定めるところにより、」の下に「理容所又は美容所の開設に關する届出を受け受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに」を加える。

別表第四第一号(十二)中「墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、」の下に「墓地等の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止を命じ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第四第一号(十三)中「飲食店営業等の許可及び営業の停止に關する事務(都道府県知事が行うものを除く)を行い、」に、「必要な場合には営業者等から報告を」営業者等から必要な報告を、「営業に使用する食品等」を検査させ、「を」を削り、「措置を講ずること」を「措置を講じ、並びに職員をして営業の施設等について監視又は指導を行わせること」に改める。

別表第四第一号(十三)の次に次のように改める。

(十三)の二 と畜場法の定めるところにより、獣畜のと殺又は解体の検査を行い、その結果獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めたととき等に当該獣畜のと殺又は解体を禁止する等の措置を講じ、並びにと畜場の設置者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてと畜場に立ち入らせさせ、及び当該と畜場の構造設備が基準に合わなくなつたとき等に設置者等に対してと畜場の施設の使用の制限又は停止を命ずる等の処分をすること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十四)中「職員をして、へい獣処理場に」を「へい獣処理場の所有者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてへい獣処理場に」に改める。

別表第四第一号(十五)中「狂犬病予防員」を「職員」に、「大のけい留を命じ、」を「大のけい留を命じ、けい留されていない大を棄殺させ、」に、「並びに大の移動を制限する等」を「大の移動を制限し、並びに大の抑留所を設置して職員に管理させる等」に改める。

別表第四第一号(十六)中「管理者に對して」を「管理者から」に改める。

別表第四第一号(十六)の次に次のように加える。

(十六)の二 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の定めるところにより、施設の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造を命じ、及び施設者から必要な報告を求め、又は職員をして施設所に立ち入らせさせる等衛生上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(十六)の三 歯科技工法の定めるところにより、歯科技工所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして歯科技工所に立ち入らせさせること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十七)中「第百五十五條第二項の市を」第二百二十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第四第一号(十九)中「児童を保育所に入所させ、及び児童福祉施設

等に入所し、又は委託された児童等に要する費用等」を「及び入所して妊産婦等に要する費用に、当該児童等」を「当該妊産婦等」に改める。

別表第四第一号(二十中「一級国道」)を「その区域内に存する一級国道」に、「第百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第四第二号(一)の二を次のように改める。

(一) 自衛隊法及びこれに基づく政令の定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うこと。

別表第四第二号(一)の二の次に次のように加える。

(三) 国土調査法の定めるところにより、標識又は調査設備の滅失、破損等を当該標識等を設置した者に通知し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供すること。

別表第四第二号(七)中「外国人登録法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「その他外国人の登録に関する事務」を「指紋を押させることその他外国人の登録に関する事務」に改める。

別表第四第二号(九)を次のように改める。

(九) 伝染病予防法の定めるところにより、伝染病に汚染し、又は汚染した疑のある家の清潔方法及び消毒方法の施行を指示し、患者を収容し、患者又は死体の移動、汚染物件の使用、授与その他の処分、患者の死体の二十四時間内の埋葬等を認可

し、並びに清潔方法及び消毒方法の代執行等を行うこと。

別表第三第二号(十)を次のように改める。

(十) 削除

別表第四第二号(十二)を次のように改める。

(十二) 削除

別表第四第二号(十四)の次に次のように加える。

(十四) 清掃法の定めるところにより、季節的清掃地域を指定すること。

別表第四第二号(十八)を次のように改める。

(十八) 社会福祉事業法の定めるところにより、助成を受けた社会福祉法人について、必要な報告を徴し、予算の変更又は役員の変更を勧告し、及び補助金又は貸付金等の返還を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号(二十四)中「及び児童を保育所に入所させること」を「並びに児童を保育所に入所させ、及び入所した児童に要する費用の徴収について当該児童又はその扶養義務者の負担能力を認定すること」に改める。

別表第四第二号(二十五)を削り、(二十四)の二を(二十五)とし、(二十四)の次に次のように加える。

(二十四) 児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、及び入所した妊産婦等に要する費用の徴収について当該妊産婦等又はその扶養義務者の負担能力

を認定すること。(福祉事務所を管理する町村長に限る。)

(二十四) 日雇労働者健康保険法及びこれに基づく政令の定めるところにより、主務大臣が指定する市町村に居住する被保険者又は被保険者であつた者に係る日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付及び受給資格証明書の交付に関する事務を行うこと。

別表第四第二号(二十七)中「積雪寒冷地帯に指定された市町村の市町村長に限る。」を削る。

別表第四第二号(二十七)の二中「急傾斜地帯に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。」を削る。

別表第四第二号(二十七)の三(「湿田単作地区に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。」)を削る。

別表第四第二号(二十七)の四(「寒冷地帯に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。」)を削る。

別表第四第二号(二十七)の次に次のように加える。

(二十七) 四 畑地農業改良促進法の定めるところにより、農業委員会及びかんがい施設を管理する者と協議して畑地地区についての農業改良計画を定め、これを都道府県知事に提出すること。

別表第四第二号(二十八)の二の次に次のように加える。

(二十八) 三 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に

関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)の定めるところにより、被害農林漁業者及びその損失額を認定すること。

別表第四第二号(二十九)中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に、「選任委員の解任を農業委員会の会長から」を「選任委員を選任し、選任委員の解任をその推薦団体又は議会から」に改める。

別表第四第二号(三十四)中「家畜伝染病予防法」の下に「及びこれに基づく政令を加え、」受理し、及び「受理し、その旨を都道府県知事等に報告し、及び届出をした者から請求があつたとき届出を受けた旨の証明書」を交付し、並びに「に改める。

別表第四第二号(三十七)中「定期検査に関する事務を行うこと」を「定期検査を実施し、及び計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等計量器の取締上必要な措置を講ずること」に改める。

別表第四第二号(三十七)の二の次に次のように加える。

(三十七) 三 信用保証協会法及びこれに基づく政令の定めるところにより、信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、及び信用保証協会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号(四十一)の次に次のように加える。

(四十一) 二 船員法(昭和二十二年法律第百号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、航行に関する報告の受理、雇入契約の公認、船員手帳(外国人に係るものを除く)の交付、訂正、書換及び返還並びに年齢十八年未満の者の船員手帳についての認証に関する事務を行うこと。(主務大臣の指定する市町村長に限る。)

別表第四第二号(四十三)中「土地の一時使用を許可すること」を「土地の一時使用を許可する等の事務を行うこと」に改める。

別表第四第二号(四十三)の次に次のように加える。

(四十三) 二 公衆電気通信法の定めるところにより、日本電信電話公社の土地等の使用等について都道府県知事から送付された裁定の申請書の写を公衆の縦覧に供する等の事務を行い、及び日本電信電話公社から受けた線路に関する測量又は実地調査のため他人の土地へ立ち入る旨の通知を公告すること。

別表第四第二号(四十七)を次のように改める。

(四十七) 削除

別表第四第二号(四十八)中「都市計画及び都市計画事業の執行に関する事務を行うこと」を「都市計画事業を執行すること」に改める。

別表第四第二号(四十九)を次のように改める。

(四十九) 土地区画整理法の定めるところにより、主務大臣の命を

校に勤務する教育職員が児童等に對して特定の政党を支持させる等の教育を行うことの教唆及びせしむの禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第四第三号(四)「重要文化財」の下に、及び重要民俗資料」を加え、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

を

に改める。

都道府県の定める区域による。

都道府県の
定める区域
による。

別表第五第二号の表所管区域の欄中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中

伝染病予防法 第十六条ノ二 第一項の吏員	食品衛生監視 員	屠畜検査員
伝染病予防法施行令（昭和二十五年政令第二百十号）の定めるところによる。	食品衛生法第十九条第四項の定めるところによる。	屠場法第四条ノ二第三項の定めるところによる。

を

伝染病予防法
第十六条
ノ二第二項
の吏員

伝染病予防法施行令（昭和二十五年政令第百二十号）第七条第三項の定めるところによる。

環境衛生指導員
（第九号政令第百八十三号）
第五條の定めるところによる。

に、
薬事監視
員
薬事法第五十条第三項の定
めるところによる。

を

食品衛生監
視員

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第四条の定めると

と畜検査員
十八年政令第二百十六号）第七条の定めるところによる。

葬事監視員

葬事法施行令（昭和二十八年政令第二百三十号）第六條の定めるところによる。

麻葉取締員

民生委員の指導訓練に従事する吏員

民生委員法第十九条第二項の定めるところによる。

母子相談員	農業改良研究員	農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令（昭和二十七年政令第百四十八号）の定めるところによる
改良普及員	専門技術員	

に、
麻薬

に、
民生指導に従事

に、
母子

に改める。

別表第六第一号の表市町村の部中

栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。	保健所を設ける市
伝染病予防法第十六条の二第六項の吏員	伝染病予防法施行令の定めるところによる。	人口一萬三千以上の市町村
食品衛生監視員	食品衛生法第十九条第四項の定めるところによる。	
屠畜検査員	屠畜法第四条ノ二第三項の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。	保健所を設ける市
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。	

を

別表第六第二号の表都道府県の部中

栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。	保健所を設ける市に改める。
伝染病予防法第十六条の二第六項の吏員	伝染病予防法施行令の定めるところによる。	
食品衛生監視員	食品衛生法施行令第四條の定めるところによる。	
と畜検査員	と畜場法施行令第七條の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。	
		保健所を設ける市
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。	
教育長	教育委員会法第四十一条第二項の定めるところによる。	

を

教育長	教育公務員特例法第十六條第三項並びに教育職員免許法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和二十九年法律第百五十九号）附則第三項及び第五項の定めるところによる。
指導主事	教育公務員特例法第十六條第四項並びに教育職員免許法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第四項及び第五項の定めるところによる。

に、

校長	教育職員免許法第三條第三項の定めるところによる。
教諭	
養護教諭	

を

校長	教育公務員特例法第十三條第三項並びに教育職員免許法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第二項及び第五項の定めるところによる。
教諭	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。
養護教諭	

に改める。

別表第六第二号の表市町村の部中

教育長	教育委員会法第四十一条第二項の定めるところによる。
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。

を

教育長	教育公務員特例法第十六條第三項並びに教育職員免許法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第五項の定めるところによる。
指導主事	教育公務員特例法第十六條第四項並びに教育職員免許法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第四項及び第五項の定めるところによる。

に、

校長	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。
教諭	
養護教諭	

を

校長	教諭	養護教諭
教育公務員特例法第十三条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律附則第二項及び第五項の定めるところによる。	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。	養護教諭

に改める。

別表第七第一号の表中

温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

温泉審議會	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに關する行政に關する調査審議並に温泉に關する都道府県知事の処分に關する意見の答申に關する事務
保健所運営協議會	保健所法(昭和二十二年法律第一百一号)第六條第一項の規定による保健所の管轄区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に關する事項の審議に關する事務

に

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する事務

五

齒科技工士 試験審議会	あん摩師、 はり師及柔 道整復師試 験委員
齒科技工法第十二條第二 項の規定による齒科技工 士試験に関する事務	あん摩師、はり師、きよ う師及び柔道整復師法第 二条第一項の規定による あん摩師、はり師、きよ う師及柔道整復師の試 験に関する事務

に、

地方社会保険医療協議会
社会保険審議会、社会保険医官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭和二十五年法律第四十七号）第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に對する適切な保険診療の指導に關する事項の審議及び勧告に關する事務

を

改める。

社会保険審議会及び社会
保険医療協議会法（昭
和二十五年法律第四十七
号）第十三条第二項の規
定による保険医及び保険
薬剤師並びに医療担当者
に対する適切な保険診療
の指導に關する事項の審
議及び報告に關する事務

に改め、

特別都市計画法の
第十八条第二項
の規定による特
別都市計画に關
する補償金の決
定に關する事務

を削り、

都道府 県教育 委員会	地方産 業教育 審議会	産業教育振興法第十 二条の規定による産 業教育に関する重要 事項の調査審議及び 都道府県教育委員会 又は知事に対する建 議に関する事務
-------------------	-------------------	---

五

都道府県 教育委員会 委員	主務大臣の 指示	土地地区 面整理 審議会	漁港管 理会	漁港法第二十七條の 規定による漁港管理 計画の制定、漁港管 理規程の制定その他 漁港の維持管理に關 する重要事項の調査 審議に關する事務
地方産業 教育審議 会	土地地区 面整理 審議会	土地地区面整理法第七 十條第三項の規定に よる土地地区面整理 業務に關する換地計 画、仮換地の指定、 減価補償金の交付及 び保留地の処分に関 する事項の調査審議 に關する事務	漁港管 理会	漁港法第二十七條の 規定による漁港管理 計画の制定、漁港管 理規程の制定その他 漁港の維持管理に關 する重要事項の調査 審議に關する事務
都道府県 教育委員会 委員	主務大臣の 指示	土地地区 面整理 審議会	漁港管 理会	漁港法第二十七條の 規定による漁港管理 計画の制定、漁港管 理規程の制定その他 漁港の維持管理に關 する重要事項の調査 審議に關する事務

に

別表第七第二号の表中	市町村長	薦民
市長 市町村	民生委員推薦会	民生委員法第五條第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務
保健所の設置する市長	保健所運営協議会	保健所法第六條第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に關する事務の審議に關する事務

市町村長

市長	市の定主務大臣の指定する市	市町村長	市町村長の指定した団体として	都道府県知事が水防管理団体の指定した	推 民生委員法第五條第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に關する事務
	査會		議	協	
特別都市計画法第十八條第二項の規定による特別都市計画に關する補償金の決定に關する事務	特別都市計画法第十八條第二項の規定による特別都市計画に關する補償金の決定に關する事務				

走

を

都道府県知事の指定する市町村長	漁港管理会	漁港法第二十七条の規定による漁港管理計画の設定、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する事項の調査審議
都道府県知事の指定する市町村長	水防協議会	水防法第二十六条第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務
主務大臣の指定する市町村長	土地地区調整審議会	土地地区調整法第七十条第三項の規定による土地地区調整事業に関する換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び保留地の処分に関する事項の調査審議に関する事務
建築主事を置く市町村長	建築審査会	建築基準法第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に対する異議の申立の裁定及び壁面積の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務

に改める。

- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (法律の廃止)
- 2 五大都市行政監督に関する法律(大正十一年法律第一号)は、廃止する。
- 3 (開会中の議会及び招集告示のされている議会に関する経過措置) この法律の施行の際現に開会中の地方公共団体の議会又は改正前の地方自治法(以下「旧法」という)第百一条第二項の規定により招集の告示がされている議会については、地方公共団体の議会に関する改正後の地方自治法(以下「新法」という)の規定にかかわらず、その会期中に限り、なお、従前の例による。
- (議員、委員会の委員又は委員の兼業禁止に関する経過措置)
- 4 この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員、教育委員会の委員、選挙管理委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者については、新法第九十二条の二及び第百八十条の五第七項の規定(これらの規定を適用し、又は準用する場合を含む。)にかかわらず、この法律の施行後六月間(この法律の施行の際現に締結されている請負契約でこれらの規定に該当することとなるものの履行がこの法律の施行後六

- 月以上にわたる場合にあつては、当該請負契約が履行されるまでの間)に限り、なお、従前の例による。
- (都道府県の局部等に関する経過措置)
- 5 この法律の施行の際現に新法第百五十八条第一項の規定による局部の数をこえて置いている都道府県の局部(室その他これに準ずる組織を含む。以下同じ。)をこの法律の施行後も引き続いて存置しようとするときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して三月以内にその存置について内閣総理大臣に協議しなければならない。
- 6 前項に規定する期間内に同項の協議がととのわないうときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して六月以内に当該都道府県の局部の数を減少する措置を講じなければならない。
- (監査委員の任期等に関する経過措置)
- 7 この法律の施行の際現に在職する監査委員の任期は、新法第百九十七条本文の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとし、これらの者については、新法第百九十八条の二の規定は、適用しない。
- (契約の方法に関する経過措置)
- 8 この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。
- (指定都市への事務引継に伴う経過措置)
- 9 この法律施行の際現に新法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)のある都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で、新法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市の区域内についてつづら指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関のみが処理し、又は管理し、及び執行することとなるものについては、当該都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関は、政令で特別の定をする場合のほか、この法律の施行の日から起算して六月以内に指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関に引き継がなければならない。
- 10 前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりつづら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事していると認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用されていた者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。
- 11 前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けていた給料の額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。
- 12 附則第十項の規定により指定都市の職員となる者は、政令で定めるところにより、その選任によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。
- 13 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十項の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定を準用する。この場合においては、同条第三項中「俸給を支給する都道府県」とあるのは、俸給を支給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治

治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徴収官」とあるのは「歳入徴収官又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替えるものとする。

14 前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県が附則第十項の規定により引き続いて指定都市の職員となつた場合（その者が引き続いて都道府県の職員となり、更に引き続いて指定都市の職員となつた場合を含む）におけるその者の退職年金又は退職一時金の支給に関するその者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を通算する措置を講ずるものとする。

15 前項に規定するもののほか、新法第二百五十二条の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。（争訟に関する経過措置）

16 この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。

17 （政令への委任）
前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

地方財政法等の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律

（地方財政法の一部改正）

第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号を次のように改める。

一 義務教育職員の給与及び恩給並びに義務教育の教材に要する経費

第二十七条の見出し中「事業」を「建設事業」に改め、同条第一項中「事業」を「土木その他の建設事業」に、「当該事業」を「当該建設事業」に、「その事業」を「当該建設事業」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 財政再建団体がその財政再建計画について第三条第一項の規定による自治庁長官の承認を受ける前に第二十四条第一項の規定により起している地方債がある場合においては、当該地方債は、当該承認を受けた日以後においては、第十二条の規定に

より起した財政再建債とみなす。この場合において、当該財政再建債とみなされる地方債に係る第十五条の規定による利子補給は、当該承認を受けた日以後の分について行ふものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の地方財政法第十条の規定中義務教育職員の恩給に係る部分は、昭和三十一年七月一日以後において退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から運用する。

三月十日日本委員会に左の案件を付託された

一、大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（第七一五号）（第七一六号）（第七一八二号）

一、補充選挙人名簿の調製期日等に関する請願（第七六〇号）

一、入場税の一部を所在都市に交付するの請願（第七六一号）

一、基本選挙人名簿の確定期日改正に関する請願（第七六二二号）

一、旧軍港市の特殊税財政事情に関する請願（第七六六号）

一、町村合併促進法に基づく新市の育成に関する請願（第八〇八号）

一、質屋営業に対する固定資産税軽減の請願（第八一七号）

一、地方自治法第二百八十一条等改正に関する請願（第八二二二号）

第七一五号 昭和三十一年二月二十七日受理

大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡湯之谷村長 米山重良

紹介議員 西川平治君

電源開発により荒れた村々を経済的にも精神的にも十分回復させ、なお新しく建設しなければならぬから、昭和二十九年年度以降新たに固定資産税を課せられる発電、変電の施設について、昭和二十九年法律第九十五号附則第三十三号及び昭和三十年法律第一百二号附則第二十五号の規定にかかわらず、発電開始後五箇年間に限り所在市町村に課税権の全額を附与し、さらに六年目からは毎年基準財政需要額の百分の百七十を基準財政収入見込額として課税標準を定めるよう地方税法を改正せられたいとの請願。

第七一六号 昭和三十一年二月二十七日受理

大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願（二通）

請願者 福島県南会津郡只見村長 目黒伝三郎外一名

紹介議員 三浦 辰雄君 新谷寅三郎君 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第七一五号と同じである。

第七六〇号 昭和三十一年二月二十七日受理

補充選挙人名簿の調製期日等に関する請願

請願者 岐阜市議会議長 早川 光治郎

紹介議員 古池 信三君

選挙の投票前後四、五日間は何れの市町村においても職員総動員で選挙事務

処置に忙殺されるから、近接した期日の選挙が行われる場合、他の選挙の運動期間及び投票開票日とせり合うような選挙期日の禁止規定を設けると同時に、補充選挙人名簿の調製期日を選挙法に明確に規定せられたいとの請願。

第七六一号 昭和三十一年二月二十七日受理

入場税の一部を所在都市に交付するの請願

請願者 岐阜市議会議長 早川 光治郎

紹介議員 古池 信三君

入場税は従来市において賦課していたのが、現在では国税となり、このうち十分の九を入場税として府県に譲与されているが、入場税の大半は都市において収納されている状況であるから、入場税の一部を所在都市にも交付せられたいとの請願。

第七六二号 昭和三十一年二月二十七日受理

基本選挙人名簿の確定期日改正に関する請願

請願者 岐阜市議会議長 早川 光治郎

紹介議員 古池 信三君

昭和三十年度基本選挙人名簿は、昭和三十一年二月二十一日以前に出生の者が登録されるため二月二十二日から三十一日までに出生の者は翌年度になるが、同じ年内に生れた者に対しては同じ年度に選挙資格を与え新資格者に対しこれを認識させ、かつ、資格調査事務を能率的に処理ができるよう基本選挙人名簿の確定期日を十二月二十日とあるのを（法第二十五條第一項）十二月三十日に改正せられたいとの請願。

第七八三号 昭和三十一年二月二十九日受理

大規模償却資産税道府県移譲緩和の地方税法改正に関する請願

請願者 岡山県玉野市議會議長 長 横畑一太

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第七一五号と同じである。

第七八六号 昭和三十一年二月二十九日受理

旧軍港市の特殊税財政事情に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見町一ノ一〇共済ビル内 旧軍港市振興協議会

内 梅津芳三外三名 藤野 繁雄君 山田 節男君 青山 正一君 秋山俊一郎君 三木 治朗君

紹介議員

現行の地方税財政制度下における市の主要収入源は、市民税と共に固定資産税に重点がおかれていながらも、横須賀市等旧軍港市においては、内外の防衛施設等に供用される膨大な国有財産が市域の中心地区に存在し、これが非課税であるため、市税収入の主軸である固定資産税収入において基本的な打撃を受け、市財政はほとんど立つことができないほどの困難に直面しているから、このような特別の理由に基づく財政窮乏をすみやかに救済するよう格別の措置を講ぜられたいとの請願。

第八〇八号 昭和三十一年三月二日受理

町村合併促進法に基く新市の育成に関する請願

請願者 福岡県筑後市議會議事務局内九州新市議會議長 会内 野間口光雄

紹介議員 野田 俊作君

町村合併促進法によつて生れた新市の育成強化するためには、行政財政両面について積極的かつ優先的に援助がなされなければならないにもかかわらず、援助措置は極めて消極的であつて、今日までなんら適切な方策がとられておらず、はなはだ遺憾であるから、(一)政府貸付の起債については償還打ち切りの措置をとると共に持ちより負債については全額国庫補助をする(二)地方交付税の配付率及び特利交付税配付率を先進都市なみに引き上げる(三)町村合併促進法に基く建設計画の実施に要する資金を政府貸付金及び国庫補助金によつてまかなわせる(四)先進都市と同様に地方公債発行を許可すること、(五)政府貸付起債については別わくを設けること等の新市育成援助措置を講ぜられたいとの請願。

第八一七号 昭和三十一年三月二日受理

質屋営業に対する固定資産税軽減の請願

請願者 東京都千代田区西神田一ノ七全国質屋組合連合会内 小坂浅次郎外十名

紹介議員 佐野 廣君

があるから、(一)質物保管設備並びにその土地の固定資産税率を千分の八とする(二)質物保管設備並びにその土地の評価については、その構造に關し法令の規制を受ける特異性にかんがみ、特別の減点規準を設けること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第八二二号 昭和三十一年三月三日受理

地方自治法第二百八十一条等改正に関する請願

請願者 東京都千代田区九段一ノ四東京区政会館内特別区長会内 代田朝義外四十五名

紹介議員 黒川 武雄君

今次国会において地方自治法の一部を改正する法律案を審議する際、併せて同法第二百八十一条等の特別区に關する規定について、(一)特別区の区長は、住民の直接選挙によることとし、議会の選任による現行制度を廃止すること、(二)特別区及び特別区の区長の事務は、昭和二十二年施行当初の地方自治法の趣旨のとおり原則として市及び市長の事務と同様にすることとし、これを制限する現行制度を廃止すること、(三)特別区税たる税目を法定し、特別区相互間の財政調整については、地方交付税法を適用することとし、都条例にすべてを委任した現行制度を廃止すること等の措置を講ぜられたい。

なお、地方自治法改正案は、国の監督権を強化して地方公共団体の権限を圧縮し、議会については常任委員会の数を制限する等その権限を大幅に削減し、よりよく生長発展しつづけるよう、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

質屋営業法第七条の規定により質物保管設備の規制を受ける質屋営業に対し、固定資産税の負担を軽減する必要

質屋営業法第七条の規定により質物保管設備の規制を受ける質屋営業に対し、固定資産税の負担を軽減する必要

質屋営業法第七条の規定により質物保管設備の規制を受ける質屋営業に対し、固定資産税の負担を軽減する必要

質屋営業法第七条の規定により質物保管設備の規制を受ける質屋営業に対し、固定資産税の負担を軽減する必要

質屋営業法第七条の規定により質物保管設備の規制を受ける質屋営業に対し、固定資産税の負担を軽減する必要

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。

ある地方自治の民主化をはばむものであるから断固として排撃するところであり、絶対反対であるとの請願。